

明治維新における寺社領朱印状の差出

—武藏国での実態と西角井家諸国寺社朱印状—

重田正夫

はじめに

現在わたくしたちの目の前にある古文書には、それらが伝えられてきた歴史が刻み込まれている。それを痛切に感じたのが、もう一〇年以上も前になるが、西角井家文書の目録編集で担当した諸国寺社朱印状である。⁽¹⁾ 文書の効力を否定するかのように、料紙を上下に切断し、朱印や花押を墨で塗りつぶした文書は、維新政権の権力誇示、それを発給した徳川幕府に対する憎悪さえも感じさせるものである。

この文書群は、明治維新における旧幕府判物の差出という政治過程から生み出されたものである。判物差出令は神仏判然令の直後、慶応四年閏四月十九日に出されたので、ともすれば宗教の次元でとらえられやすい。しかし、寺社だけでなく、公家や諸大名も対象となつていいので、二六〇年にわたる徳川幕府体制の否定、大政奉還から版籍奉

還にいたる新たな権力の形成過程の一齣といえる。

本稿では、まず判物差出令の大枠を、諸藩からの同書と維新政府の回答のなかから探る。そして、現埼玉県域を中心とした武藏国で、どのように差出が進められたのか、判物差出令の論理に従い、「直達寺社」⁽²⁾、本山、藩、県など、直接の実施主体ごとに事例を検証する。あわせて、朱印状の本紙を保存している寺社の分布を確認することにより、明治維新における寺社領朱印状提出の実態を把握する。またそれをもとに、全国にまたがる西角井家諸国寺社朱印状の特色を解明したい。なお、本文の用語について付言しておくと、明治維新を境に「寺社」から「社寺」への転換が行われているが、徳川幕府の朱印寺社領制度の崩壊過程を扱う本稿では、基本的に「寺社」とした。また「判物」と「朱印状」との関係であるが、提出を命じる太政官達は「判物」であるが、個別の文書を指す場合は当時の寺社が使用していた「朱印状」「御朱印」などとした。

一 「御朱印」取り上げの風聞

寺社領朱印状提出の動きは、維新政府の太政官達が出される二か月も前に、武藏一宮氷川神社には伝えられていた。「氷川神主日記」の慶応四年二月二十日条につきのような内容が書き留められている。すなわち、大宮宿から社役人井上喜内のところに「此度京都表より被仰渡

候旨ヲ以、寺社共是迄戴候御朱印被召上、是よりハ京都より御朱印被下置候趣ニテ、最早信州路迄参り、夫より宿々へ先触ニテ当宿より喜内方へ通達有之」と、すでに信州路に進んでる官軍が、徳川氏の御朱印を取り上げ、新たな朱印状を交付する、という風聞である。これに対応するため、十九日に社家社役人一同の集会がもたれたが「一大事之事ゆへ極内々ニテ相談致候得共、弥之取極リト申訳ニも相成兼」と結論は出ず、「万一右様之先触呼出し之状ニても到来之節ハ」まず社役人を差出し、社家の出頭を命じられたら「最早寺社御奉行所へ差上候旨ヲ答候て可然哉之」という意見もあつた。しかし「徳川家之御朱印ヲ取上ケ、出張之役人方大帳へ写取候て、其場ニおるて右之品ヲ焼捨、追て京都表より御朱印ハ被下置候旨ヲ申引取候由、村々町々ニ掛置高札なども焼捨候風聞も有之」と、御朱印を焼き捨てるという出張役人の強硬な姿勢など、恐怖を煽るような風聞も添えられていた。

翌二月二十一日条には、さらに社役人井上喜内から「此間噂有之候官軍^(嚮導)道師高橋下總其外桜井順八郎杯ト申候ハ、何レも無宿無賴之者共ニテ、碓氷峠横川御関所前後ニおるて安中藩高崎藩人數ニテ荒増召捕候趣ニ有之」という続報が届けられた。これにより風聞の実態が明らかになる。朱印状の回収を掲げていたのは「無宿無賴之」「官軍道師」で、碓氷峠付近で鎮圧されたこと、そして官軍の岩倉一行は美濃国大垣付近にあり、いつたん京都に戻ると伝えてる。「官軍道師」と呼ばれている一隊は、のちに「偽官軍」として処罰された相楽総三の率いる赤報隊のことと、嚮導隊とも呼ばれた。ここで名指しさ

れている高橋下總は、下総国の神職の出身ともされる高橋新太郎のことを推測され、桜井順八郎については北佐久郡春日村からは桜井姓の者が多数参加しているので、そのいづれかを指すのである。⁽³⁾

その後、日記から朱印状の提出に関する記事はしばらくみられなくなるが、三月十二日には江戸へ向かう「官軍郷道」岩倉具定の通行があり、朱印状問題も官軍と直接交渉されるようになる。氷川神社の社務は、角井駿河、角井出雲、岩井伊予の三神主が年番で執行していたが、岩倉隊の出迎えにも、なかなか三者の足並みは揃わなかつた。特に伊予の単独行動が目立ち、上尾宿まで出迎え、大宮宿の御小休所である山崎本陣へ伺い、さらに当日宿泊の蕨宿まで出かけている。三月十四日の社役人堀江因幡の話によると、伊予は蕨宿で岩倉具定が滞在する本陣に「御目通」をえて、同家御札とかちぐりの供物など献上した。その際に朱印状の話になり「御朱印等之事願上候處、至極御様子宣敷由、(中略)、御朱印之儀 東照宮様より三百石頂戴仕、尤往古ハ三千貫文戴候節も有之」と由緒を申し上げたので、岩倉は「何も別条ハ有之間敷御申被成候由、極々内々ニテ私より右之段申上置候旨申之」と、積極的に取りなすことを約束したという。これ以後、伊予を軸に官軍への対応が進められていくことになつた。

四月に入ると官軍の通行が頻繁になり、閏四月二十日に館林から戻る途次の岩倉隊が大宮宿に泊まり、下大門の石標に「武藏国一宮 水川大明神 本地聖觀世音」とあるのが神仏混淆として問題となつていいが、朱印状に関する記事はない。圧倒的な「御一新」の動きの中で、

いつしか朱印状取り上げの風聞は過去のものになつていったようであるが、実はこの間に、維新政府において旧幕府の判物を提出させる体制がつくられていたのである。いたん冰川神社から離れ、全国の動向をみていくことにしよう。

二 旧幕府判物の差出を命じる太政官達

徳川家康以来の歴代將軍が、公家や大名・旗本、寺社などに所領を与えた判物や朱印状は、明治維新の際、新政府に差し出したといわれる。その最初の法令が、慶應四年閏四月十九日の太政官達第三百十八号である⁽⁴⁾。この太政官達は、「王政御一新」となつたので「宮公卿諸侯并神社寺院等」に対し「領地高之儀御改正」をするので、「旧幕府ヨリ受封之判物」を内国事務局へ差し出すように命じたのである。内国事務局は京都の維新政府におかれた民政を司る最初の官庁であるが、この達の直後、閏四月二十一日に廃止されている。

この判物差出令が出されると、各藩からは様々な照会が寄せられた。近江彦根藩井伊家では五日後の閏四月二十四日付でつきの二点の確認を求めた⁽⁵⁾。

と回答された。

まず「旧幕府ヨリ受封之判物」の範囲で、代々の判物すべてか最新の家茂のものだけか、また領知目録はどうするのか。これに対する回答は「徳川氏より代々受居分、不残差出候事、並領知目録差出候事」と、すべてを対象としていた。もう一点は、領内寺社の提出方法で、社寺から直接に神祇局へ提出するのか、藩が取り次ぐのか。それに対してこの時点では、神社を含め、行政官への直接提出を命じ

ている。なお、彦根藩では、六月十四日に藩主分の判物一四通、領知目録一〇通など提出している。⁽⁶⁾

ついで閏四月二十七日、因州鳥取藩池田家から、國元へ判物の手配したので写を添えて提出する予定であるが「本紙者直ニ御下被成下候哉」と伺い出した⁽⁷⁾。これに対する回答は「写ニ不及、本紙之義者御改正之節何分之御沙汰可在之候事」というものであつた。徳川幕府の判物

改めでは、本紙と写を提出させ、改め終了後に本紙を返却していたが、維新政府は違う方針をとろうとしていたようである。⁽⁸⁾ 提出された本紙の扱いは「御改正之節何分之御沙汰可在之」と保留されている。同日、越後新発田藩溝口家からも三点の伺いがあつた⁽⁹⁾。最初の二点は、代々の判物とするか、写を添えるかで、これらについてはすでに述べた。

最後の事項は、寺社についてで「寺社之義者其筋々江別段御達ニ相候儀ニ可有御座哉」という内容である。「其筋々」が具体的に記されていないが、その後の動きからみると本寺や触頭などが想定されたようである。これについては、「別段其筋々より御達ニ相成居候事」と回答された。

五月十五日の三河挙母藩内藤家からの伺書は、國元から寺社の判物は「三河國御裁判所ニ於て御請取相成候間、同所江差出候様御沙汰相成候」と、伝えてきたことの確認であった⁽¹⁰⁾。内国事務局を引き継いだ弁事役所の回答は全く逆で、地元の裁判所ではなく「弁事伝達所へ持參可致候、尤裁判所へハ御達ニ相成有之事」と、政府の弁事伝達所への提出を求めていた。なお、五月十七日には、太政官達第三百九十九

号で旗本の領地朱印状について「今般本領安堵被仰付候ニ付テハ、改テ御朱印被下置候」と、朱印状の差出を命じた。旗本には本領を安堵し朱印の書替を約束したが、行政官弁事宛の書類によると、多くは御朱印類を所持していなかつたという。^{〔1〕}

さて、寺社領朱印状に戻ると、提出先についてのさきの判断が変更されていった。五月二十八日、信州松代藩貞田家から「判物之儀、是迄銘々ヨリ旧幕府へ差出来候分モ」「銘々持參上京仕候儀、費用其外諸事難渋」なので、「領内並支配所等之判物、銘々ヨリ信濃守迄為差出、信濃守ヨリ一同其御向へ差上候様御沙汰被成下候御儀ニハ罷成間鋪哉」と、拳母藩と同趣旨の問い合わせがあつた。^{〔2〕}これに対し、翌二十九日に「判物差出方、府県之所部ハ府県へ差出、其藩領内之分ハ、大社勅祭紳社之外ハ、其藩ヨリ差出可申候事」と、府県や藩から提出を認めている。この変更は、五月二十四日に太政官達第四百八号で一万石以下の領地や寺社領を最寄り府県の支配としたことによるのであろう。

この方針はさらに進められ、同年六月二十八日、江戸開城後の軍政機関である鎮台府管下の社寺、市政、民政三裁判所並びに各府藩県に対し、太政官達第五百十五号をもつて次のとおり令達した。すなわち「今般各府各藩各縣所部ニ属スル社家寺院、已來其向之可為支配旨、於太政官被仰出」たので、「旧幕府ヨリ受封之判物差出方之儀者、各其領主地頭へ差出」すこととしたのである。これまでいくつかの藩から出されていた意見を受け入れた形である。ただし「元寺社奉行所

直支配受來候向ハ、社寺裁判所へ可差出候」とされた。こうして、旧幕府寺社奉行所の「直支配」のものは鎮台府の社寺裁判所、それ以外はすべて府藩県と明確に区分したのである。

しかし、維新政府のこの方針変更は、現場において少なからざる混乱をもたらしたようである。というのは、さきにみた閏四月二十七日の鳥取藩への回答にみられるように、仏教各宗派では閏四月十九日の太政官達を受け、本山や触頭を通じて独自に判物差出の動きを起こしており、藩や県はそれとの調整を迫られることになる。七月九日に彦根藩井伊家では、つきのような再伺を出している。^{〔3〕}その内容は、領内の真言宗懇持寺では本山の嵯峨御所からも判物の提出を求められているが、藩役場と本山、どちらに提出すべきか、というものである。弁事役所の回答は、「先達テ御差団之通ニ心得可申事」と、藩が取り次ぐという原則論であつた。その後、彦根藩では十一月二日に懇持寺を含む一寺社分の朱印状を提出しているので、この指示通りに処理をしたことがわかる。^{〔4〕}

しかし、その直後の十一月十日に、三河岡崎藩本多家が弁事役所に届け出た領内の寺社領朱印状の提出状況をみると、浄土宗大樹寺は京都の花頂御殿、大樹寺の末寺四か寺は大樹寺、真言宗桜井寺は京都石薬師内役寺、禪宗万松寺等三か寺は京都南禅寺内役寺、禪宗極樂寺等三か寺は本寺遠州可睡齋の京都出張役僧、日蓮宗了性寺等二か寺は中山京都本善寺、高田宗満性寺は本寺勢州専修寺、東本願寺末淨宮寺など二か寺は本寺本願寺などと、それぞれ本山・本寺・役寺へ提出して

いる。一方神社は、三社のうち二社が弁事役所、残り一社も「上京之上其御筋」とあり、すべて維新政府に直接差し出したとみられる。岡崎藩は届書の末尾で、これまで領主の管轄外となっていた大樹寺と滝山寺についても、府藩県の社寺領管轄を定めた六月二十八日の太政官達を引用し、同様の処置を出願している。⁽¹⁵⁾ 彦根藩と岡崎藩のような違いが生じたのは、藩と寺社との力関係の相違とでもいえるであろうか。岡崎藩の願書が、維新政府の方針をたてに、藩の社寺支配強化を意図しているのが、そのことを如実に示しているようである。

以上、維新政府に寄せられた諸藩の伺いに対する回答などをまとめると、①差出の対象となる判物は、旧幕府歴代將軍の発給で各寺社が所持しているものすべてとする。②差出は本紙のみで写の必要は無いが、差出後の本紙の取り扱いは未定である。③差出の経路は、当初は

京都の維新政府であったが、六月二十八日の太政官達により、旧幕府時代に寺社奉行の直支配（直達）であった寺社は維新政府の社寺裁判所、それ以外は府藩県を通すことになった。こうして、地方においても寺社領朱印状の差出が具体化されていくことになった。

三 武藏国での寺社領朱印状の差出過程

前項では主として維新政府側の史料をもとに、寺社領朱印状の差出手続きの形成過程をみてきた。ここではそれをふまえ、武藏国、とくに現埼玉県域においてどのような過程で朱印状が提出されていったのか、具体的に検討してみたい。維新政府の記録である「行政官記」や

『復古記』などでは、畿内近国や東海地方の寺社が中心で、武藏国での動向はほとんどみられない。そこで、以下においては、各地に散在する史料をつきのよう形でつなぎ合わせてみた。まず最初に、慶応四年閏四月十九日の旧幕府判物差出令に対し速やかに反応した仏教諸宗派のうち、比較的眞域に関連史料が残る曹洞宗について紹介する。ついで六月二十八日の太政官達に従い、まず旧幕府時代に寺社奉行所直支配であつた有力寺社の動向を検討し、つぎに藩や県を通じて提出した一般の寺社について述べる。具体的には、藩では忍藩松平下総守家、川越藩松井松平家、前橋藩松平大和守家、県では武藏知県事のうち山田一太夫と松村忠四郎の管轄地や岩鼻県下の寺社が中心となる。

（二）仏教諸宗派の対応

（1）独自に差出を行った曹洞宗

慶応四年の寺社領朱印状差出令に対し、いち早く対応した曹洞宗について、秩父郡下小鹿野村の鳳林寺の史料をもとに検討してみよう。⁽¹⁶⁾ 曹洞宗の触頭である関三箇寺や維新政府からの触書を丹念に書き留めた「御廻状写」を見ていくと、辰閏四月付の関三箇寺からの廻状に「関三箇寺儀 太政官江御願之筋有之、且一派寺院御朱印等之儀三付、閏四月三日同道発駕上京」と記し、その間の事務取扱方を通達している。閏四月三日上京ということを信じれば、閏四月十九日の旧幕府判物の差出を命じる太政官達以前に、関東の曹洞宗寺院は対応を開始していたことになる。冒頭で紹介した氷川神社への御朱印取り上げの風聞から考えれば、十分考えられることである。しかし、この「御廻状写」

には六月二十八日の太政官達は収録されているが、曹洞宗独自の朱印状提出についての触書は確認できなかった。

ところが、鳳林寺では六月二十八日以前に、朱印状を京都まで持参するための資金調達に取りかかっている。その記録が「従太政官御朱印御改ニ付出金控」という帳簿で、「拙寺上京差急故、右名前之者江調達」を依頼している。集金は六月二十日に行われ、村内の一八人から各二両宛、一人は一両、字和泉田分として八両、隣村の般若村分として三両、合計二二口、金四八両を調達している。明記はされていないが、各人の出金が二両と定められていたようである。これらの金子はあくまでも立て替えを依頼したもので、「帰寺後十月三日、一同立合之上返済」され、土産として扇子が各人に配られている。鳳林寺の上京には、同郡下飯田村の光源院が同行し、帰国後の同年十一月に「拙寺共徳川家より受封之御朱印、是迄所持罷在候處、当六月中、従京都御用ニ付早々護持上京可致由、太政官より被仰出候趣、触頭龍穏寺被相達候間、七月中御朱印不残持參上京仕、道正庵方江差出預ケ置、九月中旬帰寺仕候」と、領主松平筑後守へ上京の報告書を提出している。これによると、六月に閑二箇寺の龍穏寺からの通達があり、七月に上京して道正庵に朱印状を差し出し、九月中旬に寺に戻ってきたというのである。道正庵は京都上京区道正町にあり、曹洞宗僧侶が僧階の免許を受けるとき伝奏家へ取り次ぎ、上洛参内する僧侶の宿坊であつた。⁽¹⁷⁾道正庵の預書は、慶応四年七月付で、旧幕府判物九通を列举したあと「右者今般御改正ニ付太政官江被差出候分、慥ニ預置候也」としてい

る。同様の道正庵の預書は、このほかに七月十二日付の埼玉郡中種足村龍昌寺、⁽¹⁸⁾七月付の秩父郡下吉田村金剛院と清泉寺、幡羅郡奈良村集福寺、埼玉郡佐間村の清善寺などがある。

このような曹洞宗寺院の動きは、多摩郡や相模国愛甲郡でも確認できる。多摩郡寺方村の寿徳寺では「辰年五月中 王政御一新ニ付、旧幕府朱印頂戴所持之寺院者、右判物大切ニ護持致し早々上京致太政官江可差出旨、東京役刹龍穏寺より廻達有之候ニ付」、七月中旬に上京して道正庵に預けている。⁽²⁰⁾これによると寿徳寺では、龍穏寺からの通達は五月中旬にあつたようである。多摩郡中藤村の陰陽師指田藤詮も、日記の五月十一日条に、村内の曹洞宗長田寺に対し「御朱印御書替ニ付、京都迄可持參ノ旨御触アルニヨリ、檀中懃寄合」と書き付けている。⁽²¹⁾檀中の寄合を開いたのは、おそらく鳳林寺と同様に経費の負担のことなどがあつたためであろう。

(2) その他の宗派の動向

曹洞宗ほどまとまった記録はないが、各宗ともに閏四月十九日の太政官達に対応をしていたようで、天台宗では、後述するように仙波喜多院が川越藩との折衝を経て触頭に提出している。

臨濟宗では、鎌倉寿福寺の記録によると、七月四日付で金地院役者から書状があり、内国事務局へ朱印状提出を命じる太政官達を伝えるとともに、江戸の社寺裁判所から命じられたこともあるので、至急出府するよう依頼している。社寺裁判所の件は、おそらく相模、武藏など関東以北の諸国の寺院に命じられた「朱印高井宗門国郡寺号等巨細

取調」をさしているのであろう。

修驗では、閏四月十九日の太政官達が、神仏分離令に伴う還俗についての聖護院森御殿の達書とともに、六月付で本山仮役所から足立郡染谷村の正覺院に伝えられている。⁽²³⁾ また、秩父大宮郷の今宮坊にも、六月二十八日の太政官達とともに同様の調査を命じた本山仮役所からの触書がある。⁽²⁴⁾

これらとは性格が異なるが、日蓮宗の埼玉郡牛重村の妙光寺では、明治元年十二月に朱印状を東京府社寺局へ提出し「徳川家朱印九通受取候也」という簡単な請取を保存している。⁽²⁵⁾ 牛重村は前橋藩領であるが、東京府社寺局へ提出しているのは、領主支配以外の何らかの指示、おそらく宗門関係の指示に従つたものと推測される。

（二）社寺裁判所へ提出した寺社

曹洞宗をはじめ、各宗派の本山・触頭では、幕府時代以来の組織を駆使して、維新政府の判物差出令に対処していたが、六月二十八日の太政官達により、提出のルートは、旧幕時代に寺社奉行所の直支配であつた寺社は鎮台府の社寺裁判所へ直接、それ以外の寺社は府藩県を通して提出することになった。まず最初に社寺裁判所へ直接提出した寺社の様子を紹介しておこう。

（1）足立郡高鼻村の冰川神社

本稿の冒頭で、朱印状取り上げの風聞を伝えられた足立郡高鼻村の冰川神社のその後の動きをみるとしよう。冰川神社では、東征軍を迎えるなかで、四月十七日の「東照宮様遙拝御祈祷」や、六月十七

日の「御朱印御風入」など、長年行つてきた恒例の行事を見合わせ、徳川離が急速に進められていった。そして、六月二十二日には、出府していた伊予と駿河が、江戸城西丸の官軍總督府に願書を提出し、翌二十三日には御祓大麻糺上と、急速に維新政府へ接近していく。こうしたなかで、七月二十日、観音寺の復飾願いのため出府中の社役人堀江因幡などから「御朱印之儀御裁判所へ因幡・周太郎より伺候處、差上候様被仰付、尤世間之様子柄見合候處、所々ニて持參差上候様子ニ付、當方ニても差上可申旨」と、江戸の状況を伝え、朱印状の差出を促す手紙が届いた。これをうけて翌二十一日、伊予と駿河がわずかな供を連れて出立する。「尤此節柄之義ニ付極々ひつそニて持參、御書替ニ相成御渡シニ相成リ候節ハ、如何共可致旨被申候」と、質素な旅立ちであった。七月二十二日、社寺裁判所へ伊予と駿河、それに供の友之進が出頭し「御朱印之儀奉伺候處、本紙へ写ヲ相添可差出」よう指示された。⁽²⁶⁾ このときに冰川神社が提出した窺書が、出府中の駿河の手控に記録されている。⁽²⁷⁾ この窺書は「武藏国一宮冰川神社素盞鳴命神主 御朱印所持主岩井伊予」と「同女駢宮神主 差添角井駿河」の連名で、「今般王政御復古相成候ニ付、此程於諸社旧幕府より寄附相成居候御朱印御改相成候様承知仕候」と経緯を述べ、つづいて「当社之義も慶長以來兩度に高三百石徳川家より寄附相成、右御朱印者曆（歴）代私方ニ而所持仕来罷在候」と由緒を記し、最後に「当今御改相成候御義ニ候ハ、奉御改請度、此段奉窺候」と、「御改」を社寺裁判所に伺い出たのである。

こうして七月二十三日、年番神主の角井駿河が若年なので、書面に社役見習の井上周太郎の名前を書添え、一緒に御朱印を持参したところ、写と目録を添えて差出すよう指示され、持参した御朱印と書面は差し戻された。いよいよ七月二十四日に御朱印提出で、駿河は手控に

「写目録共添罷出候、同書面者伊予殿壱名之由、御朱印箱ニ入差上申候、同日罷出候者、伊予・駿河・因幡・周太郎、御朱印者挟箱入持參、伊予殿壱人也、（中略）、御朱印差上候處、追御沙汰有之候と被申候、御手形も下り不申候」と、実質的には伊予一人で提出したようである。この朱印状の差出について、駿河の手控や「冰川神主日記」には、特に感慨らしき記述はない。しかし、支配者の交替による御朱印書き替

えの意識で出府した駿河には、請取も出されなかつたことが気にかかつたのか、この手控の末尾にも「御朱印之義本紙写共手目録共差上申、御手形等一切下り不申候」と記している。

この朱印状の提出には、三神主の一人出雲から強い異議が出されたいた。年月日を欠くが、この頃に出雲が社寺裁判所に提出したと推測される願書下書がある。⁽²⁸⁾ それによると、冰川神社の朱印状は家康から挙げられたのち、内倉家、氷川内記、延宝期に内記が追放されると岩井兵部、さらに宝曆年中に岩井家が逼塞し両角井家で年番に預かり、天保年中からは再び岩井家で預かっていた。こうした経緯があるにも関わらず、岩井伊予が単独で返上してしまった。この旨を社寺裁判所へ訴えたところ、当事者同士で相談するように指示されたが、伊予は從来の態度を変えない。そこで、今後新たな社領の御墨付を下される場

合は、旧神祇管領吉田家の規則で筆頭神主である角井出雲、あるいは同格の三神主の年番持にして戴きたい、というものであった。

その後も朱印状提出の問題は社内でくすぶっているが、明治天皇の水川神社行幸が日程に上つた十月二十一日に、江戸時代以来の三神主の年番制は廃止され、神主は岩井伊予一人で、角井駿河と角井出雲は祿宣とされた。そして十月二十八日には、水川神社への行幸が実現している。しかし、十一月十九日になつても、江戸に滞在し維新政府の内状に明るい伊予でさえ「御朱印等之話しも未相分り不申由申之」と話しており、⁽²⁹⁾ 「書替」を期待していたようにもみられる。

(2) 江戸品川の東海寺

江戸品川にある臨済宗大徳寺派触頭の東海寺では、七月三日に朱印状の提出と後住輪番について、社寺裁判所に伺い出ている。そのときの指示内容は未詳であるが、一週間後の七月十日に東海寺の上方役者一人と差添の侍一人などで裁判所へ出向き、御朱印九通を差し出した。このときの請書には「今般旧幕府より受封之御朱印取調可差出旨被仰渡、委細承知奉畏候、依之、御朱印取揃、猶本書之通別冊ニ相認相添持參候」とあり、大高檀紙に包んだ朱印箱の挿絵も添えられている。その後、東京府社寺方から朱印状提出の問い合わせがあつたようですが、すでに提出済みであることを十月七日に届け出ている。⁽³⁰⁾

このように、旧寺社奉行所直支配の寺社では、他の寺社の動向もみながら「自主的」に社寺裁判所へ差し出していた。しかし、次項でみると、直達である天台宗の喜多院が触頭と川越藩のどちらに提出

するかの交渉を繰り返したり、同じく直達であると主張する入間郡北野村の北野天神社と多摩郡御嶽神社が鎮将府伝達所への差出を認められなかつたり区々な状況もあつたようである。

(三) 諸藩の対応

現在の埼玉県域に居城をおいた藩は、忍、川越、岩槻の三藩であるが、ここではさらに陣屋支配をした前橋、岡部、久留里の諸藩、さらに一橋家領について、朱印状の提出に関する史料を検討しておこう。

(1) 忍藩領の寺社

忍藩領については、秩父郡大宮郷での事例が確認される。今宮社別当の修驗今宮坊には先述したように、慶應四年七月に本山仮役所から六月二十八日の太政官達の内容が伝達されていたが、「御朱印御改正

宗門変革諸用記」という記録によると、八月二十二日夕刻に忍藩代官所から朱印状差出の通知が届いている。⁽³¹⁾ あいにく院主は復飾願いのため出府中だったので日延べ願いを出し、帰宅後の八月二十五日に代官所へ出頭した。代官所では「當廿七日迄ニ忍表江可差出候事ニ御座候間、即刻可差出」と命じられ、「無余義、御朱印拾一通」に添書をして提出した。添書には、一通の朱印状の発給年月日を列挙し「今般旧幕府より之御判物御改正ニ付可差出旨被仰付承知奉畏候、依之前書之通奉差上候」と、書き記している。代官所からは、同日付で「御朱印御判物拾壹通預候」と、簡単な文言の預書が出された。

今宮坊の記録には、旧幕時代の御朱印改めとの比較も記録されてい
る。旧幕時代には幕府の「寺社御奉行所ニ而御改ニ相成、御朱印之移

(厚カ)

シ等差上、本書御引合ニ相成、本書者御下ケニ相成、夫より追而新御朱印者被下置候例ニ御座候」、そして「御朱印御下ケニ相成候節者、當領主江御渡しニ相成、忍ニ之丸ニおるて御家老山田氏夫々江御渡ニ相成事ニ而有之候」と、一連の手続きを記している。それに対し「今般當役所代官所江差出候義者、夫々難渋ヲいとわせられ格之御計ひニ相成候旨ニ御座候」と、述べている。

なお、忍藩松平下総守家自身の判物提出についても、簡単な記録が残る。⁽³²⁾ 領内寺社の朱印状差出の直後、九月五日に忍藩の永田覚左衛門が「下総守儀、旧幕府ヨリ受封ノ判物領知目録、當御城ヘ持參、弁事御役所ヘ近々差出可然哉」と伺い出て、了承されている。

(2) 川越藩領の寺社

川越藩では、六月二十八日付の太政官達をうけて、七月十二日に松井周防守家来小池晋が、維新政府の弁事役所に判物御朱印の提出方法について、二箇条にわたり問い合わせている。第一は「旧幕府より從來受封之判物朱印共写相添差出可申哉」また「本書者御下ケ相成候哉」という、他の藩にもみられた内容である。第二は「領内神社寺院領知之朱印等者、写共一日領主江請取候上、領主より差出可申哉」または「是迄仕来之通社家寺院共銘々持出可申哉」「平等之寺院者、本山役寺等より差出可申哉」というように、寺社朱印状の差出経路の確認である。第三は「領主持高之外神社寺院境内ニ除地と唱来候地有之、旧幕府受封書類顯然御座候、右者如何相心得可申哉」と除地の扱いである。この川越藩からの問い合わせは「行政官記」等には収録されず、

回答も未詳であるが、はじめの二つについては、すでに前項で類似の同いの回答をみていく。

川越藩領の寺社については、天台宗の仙波喜多院の判物提出に当たって、宗門の触頭か、藩の寺社役を通じるのかが問題となっている。喜多院の日鑑に判物取調の記事が初めてみえるのは七月二十一日で、

天台宗触頭の觀理院から、杜寺裁判所において「御判物并ニ宗旨御取調」のあることが回達されている。⁽³⁴⁾ 七月二十四日、喜多院では知事の上乗院を川越藩寺社役吉沢勇右衛門へ派遣して「御朱印差出」などについて意見交換を行つた。喜多院側の説明では、今回の「寺格并御朱印等御取調」については、すでに「御屋敷」(川越藩役所)から知らされていて、「関八州触頭」になつた寛永寺の觀理院からも同様の廻状があつた。それによると、「来ル八月五日迄ニ御朱印高調帳并宗旨寺格等調帳、配下之分迄本寺ニ而取揃可致持參」ということなので、「右ニ取計可申意得候ヘ共、兼而御懇情之次第も有之候故、及御相談候」と、喜多院では触頭の觀理院に提出する方針であることを説明し了解を求めた。これに対する川越藩寺社役吉沢の回答は、「過日御回状」では「各県裁判処ニ而取調」という条項があつたので、「御朱印差出方之義裁判処江相尋」たのであるが、「今以何共御沙汰無之」、しかしながら喜多院については、「其方様者格別之御寺柄、殊ニ触頭觀理院より回達有之候ニ付、直々御差出之儀可然与存候」と、川越藩を通さず触頭へ直接提出することを了承している。ここで吉沢が言及しているのが、弁事役所と社寺裁判所の違いはあるが、時期的にみて

本項冒頭に紹介した七月十二日付の同書であろう。維新政府からの回答はなかつたが、藩は喜多院の主張を受け入れている。八月四日、喜多院及び門末寺院の「御朱印高并宗旨調帳」を取り揃え、触頭の觀理院へ提出したが、判物の提出についての言及はない。その後も、日鑑には判物のことはしばらく出てこない。

九月二十日、川越藩寺社役から、旧幕府判物を「取揃其筋江相納可申儀ニ付」いて、差出日を後日連絡するとの通知が来た。提出方法は、「御代々御判物不残本紙差出」、さらに「美濃紙之帳冊、是又御代々數通壹冊ニ認メ」と写本を作成し、本紙へ添えて差出すことになつてゐた。これに対しても喜多院では、藩役所へ使者を出し断りを入れた。すなわち、「御朱印御差出方之儀」については、過日天台宗の触頭觀理院から「是迄直達之分触頭ニ而取扱候趣」の回達があり、すでに御朱印高調帳も提出しているので、触頭へ相談しなければ回答できない。このことについては「兼而御断申置候旨申入」れて、川越藩寺社役の了解を得ている。そして、同月二十二日の夕方、「御朱印之儀并西福音一条領分引方等」について、江戸にいる僧正の意向を伺うため新河岸船で使者を出府させた。同月二十五日、川越藩の寺社調役から「御判物御差出方之儀ニ付少々御談判申上度」と、出頭の依頼が来た。早速、役僧の智円房を行かせたところ、「御判物差出方之儀、如何被候哉、今以御返事無之、甚不都合候間、早々御返事有之候様仕度」と、問いつめられた。喜多院は「過日申上置候通り、触頭手継も御座候ニ付、触頭世尊院方江問合之ため人差出候、今日者帰山可仕候間、帰山

早々可御答申」と、返答している。「触頭手継」というのは、八月九日

日に天台宗の触頭が觀理院から千駄木の世尊院に代わった、その事務引継をさしているのであろう。その日の夕方、江戸に行つていた使者が帰山した。僧正の指示内容は記されていないが、翌九月二十六日に知事の上乗院が川越役所へ出かけ、寺社役の吉沢に面会した。そこで「御判物差出方之儀」は、触頭へ問合せたところ「直達之分ハ当方ニ而取扱訣ニ手継ニ相成候間、当方江差出候様」に、との指示を受けた。そこで喜多院の判物は「直様触頭江差出」すことにした旨を述べ、川越藩寺社役の了解を得た。こうして、喜多院の寺領判物は、天台宗の触頭に提出されたのである。

では、「直達」でない川越藩領の寺社の場合は、どうであろうか。藩からの通達などは確認できないが、入間郡塚越村の住吉神社には、明治元年十二月八日付で「旧幕府判物、都合九通、右之通慥ニ請取相納申処如件」と、記載された川越藩松井周防守内吉沢勇右衛門と阿部忠兵衛連署の請取がある。⁽³⁵⁾ 同月日の請取が、川越城下町の浄土宗蓮馨寺や入間郡古尾谷村の古尾谷八幡宮にも残る。⁽³⁶⁾

(3) 岩槻藩領の寺社

岩槻藩における寺社領朱印状の差出については、史料がほとんど確認できていない。現時点で判断するのは、埼玉郡尾ヶ崎村の真言宗勝軍寺で、明治元年十月に朱印状一二通を差し出し、岩槻藩役人の青木惣左衛門と藤咲平太夫との連名で、家康から家茂までの一二通を列挙し「右之通被差出請取申候」と、記した請取状だけである。⁽³⁷⁾ 月日をみ

ると、川越藩よりは早く対応をしていたことがわかる。

(4) 前橋藩領の寺社

一八世紀なかばから川越城主として重きをなした松平大和守家は、幕末も押し迫った慶應二年十月に前橋に移封されたが、比企郡や埼玉郡騎西周辺など、引き続き県域各地に多数の前橋藩領村々があつた。

松平大和守家では、七月九日に弁事宛に判物の提出方法について三箇条の問い合わせを行つている。⁽³⁸⁾ 第一は、藩主・寺社ともに提出は近年の判物だけでよいか、というもので、回答は「古来ヨリノ分共可差出事」であった。第二は、松平大和守家固有の問題で「昨春中城地替相成候ニ付」現在の領分は「判物トハ入替村々等有之、都テ相違ニ相成相分兼」ねるがどうするか、ということである。実際の城受取は、慶応二年春であつたようである。弁事は「旧領ノ判物、新領ノ郷村高帳可差出事」と指示している。さらに第三として、郷村高帳を出せば判物は出さなくてよい、と同い、「郷村高帳判物共可差出事」という回答を得ている。総じて、前橋藩の問い合わせには、判物の差出に消極的な姿勢がみられるようである。

さて、前橋藩領の寺社領朱印状の差出は、上野国の領分では十月頃から始まつていて、新田郡阿左美村の真言宗南光寺には「高式拾壹石四斗余 寺領、但御朱印九通、右御朱印慥請取候」という、社寺役所の請取がある。⁽³⁹⁾

埼玉県域では、埼玉郡根古屋村の真言宗金剛院が十一月に朱印状を提出し、「高三拾石 寺領、但御朱印九通、右御朱印請取候」という

社寺役所の請取が残る。⁽⁴⁰⁾ この請取の包紙には「松山陣屋ヨリ御朱印請取」と書かれ、檀中惣代二名、村役人惣代、名主代兼の名前を書いた紙片が同封されている。県域の前橋藩領村々は、比企郡松山町に置かれた陣屋の支配下にあつたので、この紙片は檀中惣代と村役人が松山陣屋へ出向いて朱印状を提出してきたことを示している。比企郡鎌形村の八幡宮でも、朱印状写を入れた包紙の裏に「右之通相認、明治元辰年十一月十三日、松山役番江納控」と記しているので、これも松山陣屋に提出したことがわかる。⁽⁴¹⁾ なお、前橋藩の朱印状提出関係史料の特徴は、後述するように、いざれもその後に朱印状の本紙が寺社に戻されたことを伝える史料が付隨していることである。

(5) 岡部藩領の寺社

岡部藩安部家の慶応四年藩政記録には、上野国の領分であるが二件の寺社領朱印状の差出についての記事がある。⁽⁴²⁾ 最初は八月十日付で、上野国の領分勢多郡岩松村の時宗青蓮寺の出願を取り次いだものである。時宗の「廻達頭」京都七条道場金光寺から上京して提出するよう伝えられたが、「時節柄上京仕候儀殆當惑」しているので、上京せずに江戸の社寺裁判所への提出を同い出ている。これについては翌日に許可され、「判物差出方之儀美濃紙写相認當裁判所江可差出候事」と命じられている。ところが、青蓮寺に判物を取り寄せさせ、十三日に社寺裁判所へ出頭すると、「昨十二日迄御用向取扱、今日より裁判所御廐しこ相成候間、西丸江引ヶ伝達所之内ニ而社寺掛り有之、其方へ差出候様」に命じられた。八月十五日に西丸の鎮将府伝達所の定役衆山

下八十八へ藩の添書を付け朱印状と写を提出しているが、請取についての言及はない。この一件は、維新政府の組織がめまぐるしく変更されていた状況をよく伝えているものもある。もうひとつは、十月二十五日に岡部藩江戸役所の綱嶋波江が、国元の岡部役所から送つてきた上野国勢多郡細谷村教王寺の朱印状九通に添書を付けて西丸伝達所の社寺掛へ提出している。教王寺は高野山真言宗で特別な事情はなさうなので、岡部藩ではこのように提出された朱印状を個別に添書を付して維新政府に提出していたのであろう。

(6) 久留里藩領の寺社

高麗郡飯能付近と榛沢郡の一部に、上総国久留里藩黒田氏の領地があつた。高麗郡中山村の真言宗智觀寺では、領主黒田氏役人から「旧幕府より頂戴罷在候御朱印」を、九月五日までに「上総国久留里城内江急速持參可差出旨」命じられた。早速、兼帶の永田村万福寺分も手配して、久留里藩の榛沢郡岡陣屋に添簡を依頼した。智觀寺が久留里についたのは九月四日で、「御朱印并写相添可差出旨被仰聞、依而取調差上候処、御本紙并写とも御預りニ相成、追而御沙汰之趣被申聞候」ということで、藩役所が朱印状を預かつたことが分かる。⁽⁴³⁾ なお、この本紙が智觀寺に現存していることについては後述する。

(7) 一橋家領の寺社

高麗郡日高・飯能付近と埼玉郡蓮田周辺には、最後の將軍徳川慶喜を出した御三卿一橋家の領地があつた。そのひとつ高麗郡新堀村の大宮社（高麗神社）の別当高麗大記は、朱印状の提出について詳しい記

録を残している。⁽⁴⁴⁾ 最初の記事は慶應四年七月十三日で、町屋村の大徳院のところで提出手続きのあらましを聞いている。朱印状は支配領主地頭へ差し出すことになるが、「直達之分」は社寺裁判所へ差し出すという、六月二十八日太政官達の内容であつた。一橋家から村々に朱印状差出の報せが来たのは、それから一ヶ月以上も経つた八月二十二日で、唐竹村の本橋河内守から「領主より御朱印可差出旨御触參候由」を伝えられた。八月二十五日に、一橋役所から廻状が来て「元寺社奉行直支配受候者有之哉、銘々之心得方如何、取調可差出」と命令されたので「聖天院ニ而会合致」「先村役人物代壹人出府之談しニ行届候事」と、村役人物代が出府することになった。當時、朱印状以外にも修驗者の間では復飾問題が差し迫った大きな課題であつた。こうしたなかで、九月十二日に江戸から呼出状が届き、翌十三日に出立した。

そして、十六日に「御朱印写を済候而、御領知役所江差出」と、朱印状を領主である一橋家役所に提出した。この出府の大きな目的は、翌日から高萩院などとともにを行つた鎮将府への復飾出願にあり、所期の目的を達成して帰宅した直後の十月三日、「御朱印一条勘定」のことで聖天院で寄合があつた。おそらく出府入用に関する勘定であろう。なお、大宮社の朱印状がその後に領地役所から返却されることについては、項を改めて述べる。

以上、県域諸藩の対応をみてきたが、朱印状の提出日に焦点を当てると、忍藩の八月二十七日が最初で、久留里藩の九月五日、一橋家の九月十六日、岩槻藩の十月、前橋藩の十一月三日、川越藩の十二月八

日と、慶應から明治へ元号の変わる年の八月末から十一月初旬にかけての三か月ほどであつたことがわかる。

（四）知県事と県の対応

慶應四年五月二十四日の太政官達第四一八号で、一万石以下の旗本知行地と寺社領が最寄府県の支配となり、六月にはいると旧幕府直轄地とともに知県事の管轄となつた。現埼玉県域の中心部は武藏知県事の管轄で、旧幕府時代の代官支配を踏襲し、のちに大宮県となる県中央を山田一太夫、品川県となる県西部を松村忠四郎（八月から古賀一平）、小菅県となる足立郡南部を桑山圭助の三知県事が管轄した。また、秩父から児玉地方は岩鼻県、葛飾郡は下総知県事が管轄となつた。つぎにこれらの地域における朱印状提出の対応をみておこう。

（1）武藏知県事山田一太夫が管轄する地域の寺社

山田一太夫の管轄は、足立郡から埼玉郡にかけての広大な地域であるが、ここでは埼玉郡三俣村の淨土宗龍藏寺の例を紹介しよう。⁽⁴⁵⁾ 当寺には「御朱印差出之控書」と表書された、明治元年十月の記録が保存されている。それによると「御朱印差出候儀者、諸藩之所部ニ無之分、其支配所之添書ヲ以東京府鎮將府江可差出」旨の御達があつたが「未タ支配不相分故見合せ」ていたという。ここで「支配所」、すなわち「県」の添書を付けて「東京府鎮將府」への提出を命じた「御達」が何をさしているのか明確ではないが、あるいは六月二十八日の太政官達がこのような形で伝えられたのであろうか。

朱印本紙并写相添」差し出した。ところが役所では、「写而巳御受取二相成、即刻御本紙御下ケ」になつたので、翌十八日にさらに同書を提出し、その指示に従い朱印状の「御本紙所持いたし帰寺」したといふのである。この記録では武藏知県事を東京府と理解しているようである。また、山田一太夫役所は「宿坊芝増上寺山内山下谷俊了寮」に置かれ、取次役人は野中冲之助という人物であつた。山田一太夫役所

候儀与奉存候得共」「何方江添簡仕差出可申哉」という同書を提出した。「武州北野大宮司社家支配頭」を名乗る北野天神社の神主栗原氏は、配下神社が判物を提出する場合に作成する添書の宛先を伺い出したのである。これに対して社寺裁判所の担当吉川丹藏は「各府各藩各県江差出候向者仕来之通、地頭知行之分者追而知県事相定可申」と知事が未定なので、「其節添簡ヲ以差出可申、此儀者御附札ニも及申間敷旨被申渡候」と、添簡について明確な指示を与えた。

ハ十八日に提出した伺書には「本紙御下ニ相成候間、追而差出候御沙汰迄者、本紙所持いたし帰村仕候而宜敷候哉」と、「追而差出候御沙汰迄者」という限定付の所持となつてゐる。さらに十一月三日、龍藏寺では、館林の檀林と推測される善導寺へ同様の届書を出しているがそのなかで「三俣村一円是迄旗本知行所御座候處、去ル九月中旬之頃上地ニ相成、知県事山田一太夫殿支配所ニ相成候」と、三俣村が山田一太夫の支配所に確定したのが九月中旬としている。山田一太夫らの武藏知県事任命は六月十九日であるが、八月十七日の東京府の正式開序を経て、具体的な管轄はこの時期に決まつたのであろう。
(46)

武藏知県事の松村忠四郎は、慶応四年八月に病氣のために古賀一平に交代している。彼らの管轄した県西部地域では、入間郡北野村の北野天神社に具体的な史料が保存されている。⁽⁴⁷⁾ 当社では六月二十八日の太政官達をふまえ、八月三日に社寺裁判所へ「私方之儀者当御裁判所江差出」すが「支配村々神主共」は「各府各藩各県江私添簡を以差出

(2) 武藏知県事古賀一平が管轄する地域の寺社

十月朔日に「天神領判物」一三通と「大明神領判物」一二通に写を添え栗原五十丞に渡している。「天神領」は北野天神社、「大明神」は同社で管理をしていた宮寺郷の出雲祝神社のことである。⁽⁴⁸⁾ そして、この二五通は、十月二十八日に栗原五十丞が持参して品川知県事へ「旧幕府判物返上之節」に持参したが、そのとき差し出したのは写だけで本紙は栗原氏が預かり、知県事宛に「旧幕府受封之判物廿五通、右者追而御沙汰御座候迄被成御預、慥ニ奉預候」という預書を「北野大宮司支配頭栗原左衛門太郎内武田主税」の名前で提出している。結局、

この時点では、判物の本紙は提出しなかつたようである。

では、栗原氏配下の朱印状はどうであろうか。入間郡藤沢村の熊野大權現神主沢田速度の届書によると、十月十九日に「先般御達御座候ニ付」「御添手紙を以、旧幕府判物写并口上相添」古賀一平役所へ差出した。

口上書には簡単な由緒と判物返上の趣旨が書かれている。ところが知県事役所では「本書之分者御下渡ニ相成」と、本書は返却され、「旧幕府判物九通、右之通御改之上御下渡ニ相成、慥ニ奉預候」「追而御用之節者、無相違可奉差上」と預書を提出した。北野天神社の例でみる限り、古賀一平役所では、朱印状の本紙は改めのうえその場で返却、史料の文言では提出者に「預」けたようである。

このほか、多摩郡府中中宿の六所神社（大国魂神社）でも、十月に知県事役所へ朱印状一一通を提出し請取書を渡されている。しかし、これも後述するように翌年三月に返却されている。⁽⁴⁹⁾また、入間郡山口村の臨濟宗勝光寺には、巳（明治二年）五月七日付で朱印状九通を「今般持參奉差上候」ところ「御改之上御預ヶ被仰付、慥ニ奉預り候、御用之節者何時成共、早々持參可差出候」と、五郎左衛門という人が認めた品川県役所宛の請書がある。⁽⁵⁰⁾この文書の「今般」は、文字通り解釈すれば明治二年五月となるが、そうすると現在判明している朱印状の提出事例としてはもつとも遅いものとなる。

（3）武藏知県事桑山圭助が管轄する地域の寺社

桑山圭助の管轄は、東京に接する足立郡南部地域で村数も少ない。

そのひとつ足立郡峯村の峯ヶ岡八幡神社では、明治元年十二月に八幡

宮別当の新光寺が「御朱印之写」一冊を桑山圭助役所に提出している。文書の内容を確認できなかつたが、朱印状提出に絡むものと推測される。朱印状の本紙は神社に現存していない。⁽⁵¹⁾

（4）岩鼻県が管轄する地域の寺社

武藏国のお父・児玉郡から上野国全域の旧幕府領等を管轄した岩鼻県には、寺社領朱印状の提出の経緯を伝える史料が比較的よく残っている。初代の知県事大音龍太郎は、東征軍の一員として江戸鎮台府雇を兼ねた武断派で、厳しい政治を行つたことで知られる。⁽⁵²⁾上州甘楽郡本宿村の慶応四年「御用留」には、八月十二日から社寺関係書類は鎮将府伝達所へ提出するよう命じた廻状に続き、「寺社領之儀者、諸藩之所部ニ無之分岩鼻ニ而支配可致、尤も朱印指出し候節者、岩鼻より東京鎮将府江添書可差出事、社寺之朱印京都江指出候事者見合可申、万一二已ニ指出申候分ハ、其趣書付可差出可申候事」と、記録されている。⁽⁵³⁾この部分には年月日が記入されていないが、記載の位置と内容から慶応四年八月頃と推測される。ここで注目されるのは、寺社領の朱印状は岩鼻県の添書を付して東京の鎮将府へ提出すること、また京都への提出が止められていることである。

その後しばらく史料を欠くが、十月十七日に秩父郡大野村に、岩鼻県社役所の朱印状差出を命じる廻状がある。文面は「徳川家之朱印所持罷在候社寺之判物由緒書」を当役所へ差し出すように命じたが十分にその趣旨が伝わっていない。そこで「来ル廿日迄無遲滞差出候様、尚改而其組合限り刻付ヲ以、宿村々江早々可相触者也、但し大名領江

者相触ニ不及候」と改めて組合村へ触れ出したのである。⁽⁵⁴⁾ 提出するのは判物と由緒書で、期限は十月二十日、対象は旧幕府直轄領と旗本知行地で大名領は除かれている。この廻状に「過日相達置候」とあるのは、上州側で確認された八月頃の通知を指すのであろうか。

これをうけて、朱印寺社やその村々では早速に対応が始まった。秩父郡田村郷の臨済宗円福寺では十月付で「旧幕府より頂戴之朱印可差上旨御達之趣」を承知し、朱印状一一通を提出した。同時に提出すべき朱印状に関する旧記書類等は「先年元禄度出火ニ而焼失いたし候申伝ニ而」残っていないが、「先規之通」り朱印状の再交付と寺領の存続を出願している。⁽⁵⁵⁾ この願書は、結びの文言が「同寺者勿論、檀中一同広太之 御深恵」とあることから、村方檀中が主体で作成したものであることがわかる。以下、いくつか紹介する願書はいずれも同性格のもので、岩鼻県管下では触書の收受から朱印状の提出まで村役人が中心となつて手続きが進められたことが特色といえる。

さきに曹洞宗寺院の動向として紹介した秩父郡下小鹿野村の鳳林寺は、すでに七月に上京し朱印状を提出していたので、十月二十四日に岩鼻県社寺役所に出向き「当六月中触頭龍穩寺より御朱印護持上京可致由触達御座候ニ付、当七月中御朱印不残持參上京仕、道正庵江差出し預り書請取置候」と届け出た。⁽⁵⁶⁾ これに対し岩鼻県社寺役所では、鳳林寺現藏の道正庵の預書写の端裏書に「道正庵より請取書之写、本書ハ岩鼻県江御取上ヶ」とあるように、道正庵が出した預書の本紙を「取上ヶ」るという徹底した対応をしたのであつた。

児玉地方では、那賀郡広木村の真言宗常福寺の例が詳しい。⁽⁵⁷⁾ 十一月八日、岩鼻県社寺役所から「是迄頂戴龍在候御朱印本紙并写相添持參、來ル十四日爰元本陣小高喜左衛門方江罷出」るよう通知がある。「当住病氣故障等有之候ハ、代僧之儀者一寺住職之者名代村役人共差添可被罷出候」と、十一月十四日に住職と村役人が旧幕府判物の本紙と写を持参して社寺役處まで出頭するよう命じられた。この命令は、十一月二十日までという廻状に応じなかつたので、改めて個別に出されたものであろうか。これに対して、常福寺と名主・組頭は、戦国時代の北条氏邦の朱印状と徳川幕府最初の徳川家光朱印状およびその交付の経緯を示す証文の本紙と写を提出し、引き続き判物をいただけるよう嘆願した。この嘆願書写には、同行した村役人の記録が付記されており、岩鼻県役人の対応の様子がよくわかる。岩鼻県役人は、願書を見て「写式通之本書持參有之哉」と尋ねるので「御腰掛け迄常福寺持參仕控居候」と七右衛門が答えた。すると役人は「相違も有間數故持參ニ不及、写願書共至極尤之義ニ存ル間、此方ニも含ミ置間、其御筋江別段之旨申立取成可遣間、其旨常福寺へも篤与申聞候様御達有之、引取之上者願書者預り置旨被申渡候」と、常福寺の嘆願に理解を示し「其御筋」への取り成しを約束している。しかし、朱印状差出という維新政府の指令を受けている岩鼻県の方針は変わらず、最終的に常福寺は朱印状九通を提出した。その請取は明治元年十一月付で「高拾石 寺領、但御朱印九通、右御朱印受取候」と簡単な文面で、日付下には「社寺役處」と大きく書き、宛名は紙片の左下にごく小さな文字で「広木

村「常福寺」と記されている。常福寺が社寺役處に提出したとみられる着届の下書に「今般御親征之折柄、徳川家御判物并写相添持參可罷出旨被仰出候ニ付、着御届奉申上候」とあることとあわせると、まさに征服者としての官軍の勢いを感じさせる。

常福寺文書には、伝存の経緯は未詳であるが、高麗郡高山不動尊別當常樂院が作成した願書の写もある。これによると、常憲院（綱吉）以下朱印状八通の写本一冊と由緒書を提出し、本書は「拙寺方ニ慥ニ預リ守護仕候、御用向之節者持參可仕候」と、常樂院で保管する意向を示している。この願書は、さらに「御改正之上者、何卒格別之以御仁恵、先規之通猶又頂戴ニ相成候様、此段偏奉懇願候」と続け、朱印地の安堵を懇願していた。文書の作成月日は記入されていないが、常福寺が判物提出通知に対処するため同じ岩鼻県管下の真言宗寺院から集めた情報とみると、十一月十四日以前ということになる。因みに、常樂寺の朱印状については、家康から出された天正十九年十一月の不動堂宛の本紙一通しか現存していない。この願書に述べられている判物が常樂寺不動堂宛のものとすれば、何らかの理由で將軍代替わりの継目安堵が途絶え、綱吉の代に復活したのであろうか。⁽³⁸⁾ そう考えると、野村觀音院の綱吉以降の朱印状八通も保存されているので、この願書の対象を觀音院の朱印状と理解すると、この願書が聞き届けられ朱印状は提出されなかつたことになる。

（5）下総知県事が管轄する地域の寺社

下総知県事管轄の葛飾郡銚子口村の慶應四年「御用書留帳」には、六月二十八日の太政官達が「右之通被仰出候間、御朱印地有之候寺社へ不洩様可致通達候」という文言を付せられ七月付で伝達されているが、その後の動きについては、具体的な史料を欠いている。⁽³⁹⁾

（6）韋山県が管轄する地域の寺社

明治元年当時に、旧幕府代官江川太郎左衛門が知県事となつた韋山県の管轄であつた村は、現埼玉県域にはみられないが、ここでは多摩郡などの例を紹介しておこう。多摩郡御嶽山では、鎮将府伝達所へ当社が直支配である旨を出願したが却下され、八月十七日に「最寄知県事江可差出旨御附ケ札之趣承知奉畏候」と請書を提出している。関連文書として、朱印状の焼失と再交付の経過を述べた同年八月付の口上書がある。また、同年六月二十四日付の上京費用負担の請書の存在は、それ以前に朱印状を京都へ持参する動きがあつたことを伝える。⁽⁴⁰⁾ 同じく多摩郡乞田村の真言宗吉祥院も、明治二年六月の神奈川県裁判所の問い合わせに「去ル辰年八月中可差出旨御触達ニ付、御本紙九通并写相添、江川太郎左衛門殿江差出候」と届け出ている。⁽⁴¹⁾ また、相模國愛甲郡七沢村の曹洞宗広沢寺には、慶應四年六月十四日に「御朱印御判物京都江御取上ニ付為念写置候」と表書した記録がある。本文には、徳川家康からの朱印状一〇通と広沢寺由緒が写され、そのあとに「右ノ通由緒書相添、御判物江川太郎左衛門殿役所江差上候也、取次公用人綱野政之助殿江相渡ス」と記載されている。⁽⁴²⁾

以上のことから、県においては、岩鼻県や韋山県では八月頃に差出

の触があり、朱印状の交付経緯を示す由緒書とともに、十月から十一月にかけて提出している。武藏知県事の管轄では、管轄地域の分担ができていなかつたためか八月の触は確認できず、提出は十月後半になる。しかし、三知県事のうち山田一太夫と古賀一平は、朱印状の改めだけで、本紙はその場で返却している事例がある。県においても、対応がかなり区々であったことがわかる。ただ、これまで述べてきた直達寺社、藩、県いづれにおいても、朱印状の写を提出させることは一致し、太政官達の解釈をめぐる回答とは異なる点である。

四 寺社へ返却された朱印状

このようにさまざま経路を通つて維新政府に差し出された朱印状は、その後どのように扱われたのであろうか。相田二郎氏は、朱印状の現存と提出された朱印状の行方を考察し、朱印状の原本を伝えていた寺社は、差し出の命令を受けなかつたものか、あるいは命令を受けても差出さなかつたものと推測し、「差出したものが、事済みとなつて差戻されたものとは考えられない」と述べている。⁽⁶⁴⁾はたしてそうであろうか。これまでの記述でも一部ふれてきたが、提出後に返却されている事例がいくつか確認できる。

(一) 藩領寺社の返却

藩領においては、明治維新时期にいつたん提出された朱印状が、その後寺社に返却された事例がいくつか確認できる。もつとも多いのは前橋藩の四例で、一橋家、久留里藩領でもみられる。

まず前橋藩領から述べる。比企郡柏崎村万松寺では、本紙の朱印状九通とともに明治二十三年六月二十六日付の「御朱印状之由來」と題する記録が保存されている。⁽⁶⁵⁾それによると「徳川三代將軍家光公ヨリ十四代家茂公ニ至ル御朱印状九通ハ、明治元年十一月中前橋藩主ヘ返上セシヲ以テ当寺ノ記録ニ伝フル迄」であつたが、「今回同藩士富田一時鈴木正義ノ両氏ヨリ旧領主松平大和公ニ稟請シテ当寺ヘ寄贈セラレシニヨリ、永久古文書トシテ保存スルコトヲ得タリ」というもので、当時の住職安野宜戒と檀徒總代六名が連署している。前橋藩では差し出しをうけた朱印状を藩主自身が管理し、三十年以上も経つた時点で旧家臣の斡旋により当該寺社に戻しているのである。

比企郡鎌形村の八幡宮では、明治元年十一月十三日に松山役所へ提出した朱印状が、大正四年十月三日に返却されている。⁽⁶⁶⁾朱印状の本紙とともに伝えられた社掌斎藤周養の覚書には「明治維新之際御朱印領主被御引出之處、大正四年十月被下渡之御沙汰ニ付岡致候、御朱印八通正ニ被下相成、⁽⁶⁷⁾而來堅可致保存者也」と記されている。

埼玉郡根古屋村の金剛院では、先述したように明治元年十一月に朱印状を前橋藩松山陣屋へ提出している。しかし、埼玉県立文書館蔵文書の一つとして、金剛院の朱印状九通の本紙が収蔵されている。この「文書館蔵文書」という文書群は、県立図書館の「埼玉資料室等において個別的に収集され、文書館の発足にともない引き継いだものが主で」ある、とされている。⁽⁶⁸⁾因みに、松山陣屋の朱印状請取も金剛院の伝来文書ではなく、個人収集の埼玉郡日出安村旧遠井家文書に含

まれていたものである。⁽⁶⁸⁾

上野国新田郡阿左美村の南光寺の場合は、昭和五年十一月八日、当時の笠懸小学校長奥山陽の所へ「南光寺の御朱印状が、東京下谷区黒門町四、竹田玩古洞より二七円で売り出されている」という連絡があり、交渉の結果一五円で買い取り、再び南光寺に保管されたものという。『笠懸村誌』の口絵の写真でみる限り無傷のようである。⁽⁶⁹⁾

一橋家領の場合は、提出された翌年に返却されている。高麗郡新堀

村の大宮社では、先述したように慶應四年九月十六日に江戸の一橋家役所へ朱印状を提出していた。ところが、翌明治二年三月九日に再び領地役所に出頭し、昨年九月に「差上置候御朱印」が「御下ケ渡し」になり、「御用之節は何時成共差出可申旨」という請書の提出を命じられている。帰郷後の三月二十二日に、提出のときと同様に聖天院で御朱印出府入用勘定をしているので、他の一橋家領寺社でも返却されたものと思われる。⁽⁷⁰⁾ この朱印状は、現在でも高麗神社には本紙が保存されている。また、久留里藩領の高麗郡中山村智觀寺でも、明治元年九月四日に藩役所に提出した朱印状が、その後いつかの時点で寺へ戻され、本紙が現存している。⁽⁷¹⁾

(二) 知県事管轄寺社の返却

武藏知県事では、山田一太夫と古賀一平の管轄する地域での朱印状差出を検討する際に言及したが、ここで簡単にまとめておこう。

山田一太夫の管轄では、埼玉郡三保村の龍藏寺が明治元年十月十七日に朱印状を提出し、本紙はその場で龍藏寺に預ける形で処理され、

当寺に現存している。これは返却というより、旧幕府時代の將軍代替わりに伴う朱印改めの方式に則ったものといえる。古賀一平の管轄でも同様な事例が確認される。入間郡北野村の北野天神社では、十月二十八日に品川知県事へ持参したが、そのとき差し出したのは写だけで、本紙は御沙汰があるまで神社に「御預」となっている。配下の入間郡藤沢村の熊野大権現でも、十月十九日に古賀一平役所へ差し出したが、本書は返却され、同趣旨の預書を提出している。

しかし、同じ古賀一平の管轄でも多摩郡府中中宿の六所神社（大国魂神社）では、翌明治二年三月十七日になつて品川県役所から「旧幕府朱印之義三付、御用之義有之間、早々可罷出」と、出頭通知が来る。同月十九日に神祇官の許可を得て品川県役所に出頭すると「旧幕判物差戻し候間、請取書可致」と命じられた。そこで「旧幕府判物十二通、右者去辰年十月差上置候處、今般御下ニ相成慥ニ請取候、猶又御用之節者無相違差出可申候、尤去年中右判物差出候節之御請取書者追而返上可仕候」という文面の請取書を提出し、朱印状を返却された。ところが、翌日神祇官に出頭し文書で報告すると「知県之取斗方不相分候へ共、右判物ハ當官へ可差出」と申し渡され、同月二十二日に再び神祇官に本紙に写を添え提出させられている。いつたん品川県が返却した朱印状を、神祇官が強硬に回収した事例である。神祇官にとつて社領朱印状にどのような意義があつたのであろうか。

以上のことにより、寺社から藩や県に差し出された朱印状が返却される形態には、①差出そのものが形式的で改めが済めばその場で戻さ

れるか、②いつたんは受け取るが翌明治二年三月頃に下げ渡される事例がみられ、③前橋藩のように数十年後に返却されることもあった。そして、①②の場合に共通しているのは、返却の際に、今後御用の場合は何時でも提出する、という請書が徵収されることである。これにより、差し出したという事実が残るのであろう。また、事務的には、写を徵収したから返却が可能であったともいえる。

五 現存する朱印状からみた県域の差出状況

これまで藩や県での朱印状の差出、また返却の事例などを個別に検出してきたが、ここでは逆に朱印状本紙の現存状況から明治維新时期の差出状況を類推してみたい。その方法は、まず埼玉県内の寺社文書調査の成果を生かし、江戸時代の朱印寺社数とそのうち朱印状本紙が現存している寺社数を推定する。さらに、それを維新时期の管轄藩県との関係で検討することにより、面的な形での考察が可能となる。

こうした意図により作成したのが、表1である。朱印状提出時点で管轄藩県ごとに、朱印寺社数、朱印状本紙の現存寺社数、西角井家諸国寺社朱印状の現存寺社数を一覧している。管轄藩県は、前項の検討で朱印状が慶応四年七月頃から同年十一月の期間に提出されているので、当該寺社の存在した村をその間に管轄した藩県である。⁽⁷³⁾問題は藩が絡む相給や一村全体が寺社領である場合の処理であるが、藩の相給はほとんどが飛地であるのですべて周辺の県に集約し、寺社領も同様の処理をした。⁽⁷⁴⁾朱印寺社数と本紙現存寺社数は、「県内御朱印寺社

表1 武藏国(現埼玉県域)における朱印寺社数と朱印状の現存状況(典拠については本文参照)

管轄藩県	朱印寺社数			朱印状本紙の現存寺社数									西角井家諸国朱印状					
	寺院	神社	計	現存 計	寺院 計	天台	真言	浄土	曹洞	臨済	日蓮	修驗	時宗	神社 計	寺院	神社	計	
1 忍藩	22	6	28												9	4	13	
2 川越藩	5	3	8												2		2	
3 岩槻藩	12		12												2		2	
4 前橋藩	27	6	33	13	11		3	1	7						2	1	1	
5 高崎藩	2		2												1		1	
6 久留里藩	10	1	11	4	4		1		3									
7 佐倉藩	3		3												1		1	
8 古河藩	3	1	4															
9 足利藩	2		2															
10 泉藩		3	3															
11 下妻藩		1	1															
12 一橋家	20	3	23	4	3		1	1	1						1			
(藩小計)	106	24	130	21	18		5	2	11						3	16	4	20
13 武藏知県事 山田一太夫	140	21	161	72	62	6	26	11	14	2	2		1	10	3	2	5	
14 同 古賀一平	69	32	101	34	22	4	7		8			3		12				
15 同 桑山圭助	13	1	14												8	1	9	
16 岩鼻県	26	4	30												2		2	
17 下総知県事	9	3	12	6	5		3	1				1		1				
(県小計)	257	61	318	112	89	10	36	12	22	2	2	4	1	23	13	3	16	
合計	363	85	448	133	107	10	41	14	33	2	2	4	1	26	29	7	36	
宗派別朱印寺院				363	23	144	37	110	26	8	11	4						

一覧」から集計した。⁽²³⁾

さて、この表によると、総数四四八の朱印寺社が、一二藩、五知県事に管轄されていたことがわかる。このうち朱印状本紙の現存が確認できたのは一三三寺社で、残存率は二九・六%となる。すべての寺社の現地調査をしたわけではないので、将来的に残存率はさらに向上するものと考えられる。藩領と県管轄で比較すると、藩領が一三〇寺社のうち一二で一六・一%，県管轄が三一八寺社のうち一二で三五・二%となり、県管轄の方が二倍以上も残存率が高いことになる。

さらに藩領について詳しくみると、県域に城をもっていた忍、川越、岩槻藩領の寺社では、いまのところ朱印状本紙の現存は確認されていない。おそらくきちんと提出されたのである。これと対照的なのが前橋藩と久留里藩の領分で、前橋藩領が三三寺社のうち一三寺社で三九・三%，久留里藩領が一一寺社のうち四寺社で三六・三%と非常に高い本紙の残存率を示している。徳川慶喜を輩出した一橋家領でも二三寺社のうち四寺社、一七・四%の寺社で本紙が確認されている。前橋藩や一橋家では、前項で紹介したようにいつたん提出させた朱印状をのちに返却しており、久留里藩もおそらくそうした処置があつたのであろう。高崎、佐倉、古河、足利、下妻の諸藩については、朱印寺社数が少ないために何とも言えない。

一方、県についてみると武藏知県事の山田一太夫管轄が、一六一寺社のうち七二で本紙が確認され現存率が四四・七%，同じく古賀一平管轄が、一〇一寺社のうち三四と現存率三三・六%，下總知県事管轄

は対象朱印寺社が一二寺社と少ないが、そのうち六と五〇%の現存率である。山田一太夫や古賀一平の管轄する村々では、いくつかの寺社で朱印状の改めはしたがその場で返却したことをみたが、おそらく管轄全域にわたってこうした処置がとられていたことを推測させる。これに反し、武藏知県事の桑山圭助（一四寺社）や岩鼻県（三〇寺社）の管轄では、本紙は一寺社も確認されていない。

以上の分析により、たまたま残された史料を基に前項で検討したことが、当該の藩県全域の状況であつたことがほぼ検証できたと考える。つまり、積極的に提出させたのが、忍、川越、岩槻の諸藩と武藏知県事の桑山圭助と岩鼻県で、実質的には提出をさせなかつたのが、前橋藩、久留里藩、一橋家の諸藩と武藏知県事の山田一太夫及び古賀一平、下總知県事の管轄地域であつたといえる。この二つの対応はかなり截然と区別されていたようであるが、その背景には、藩知事や知県事らの旧幕府や維新政府に対する姿勢の違いがあつたのである。

ついで、同じく表1で寺社別の本紙現存状況をみると、寺院が一〇七寺で二九・四%，神社が二六社で三〇・五%でほぼ同じ状況である。さらに合計欄の下にまとめた「宗派別朱印寺院」数から宗派ごとに本紙の現存状況をみておこう。朱印寺社数がもつとも多いのが真言宗の一四四か寺で、そのうち四一か寺に本紙が伝えられ残存率二八・四%，曹洞宗が一一〇か寺のうち三三か寺で三〇%と、いずれも寺院の平均の数値である。独自の提出体制を整えた曹洞宗の残存率の高さが注目される。曹洞宗の各寺院では京都の道正庵に届けたはずであるが現存

率は高く、次項で紹介する維新政府の京都留守官で作成した「朱印返上控」にも、道正庵を経由した記録はみられない。なお、臨濟宗が二

六か寺のうち二か寺で七・六%ときわめて低いが、これは朱印寺院に堂庵が多いので文書調査が十分でない面もあるう。

さらに、西角井家諸国寺社朱印状（以下「西角井家朱印状」と略す）のうち、埼玉県域と推定される三六寺社については次項で詳しく述べたのが、表1の右欄である。西角井家朱印状がその後なんらかの理由で一括処分されたものと考えられている。それゆえ、西角井家朱印状がある地域は積極的に提出させた地域となる。表1では、ほぼこの想定に一致するが、問題点もいくつある。こうした視点でみてまず問題となるのは前橋藩の二か寺であるが、これはすでに宗門の対応のところで紹介した埼玉郡牛重村の日蓮宗妙光寺である。県では、山田一太夫管轄の五寺社が問題となる。このうち埼玉郡上中条村の常光院と吉野権現社については、上中条村の村高の大半は旗本五給であるが、ほかに古河藩や岩槻藩のとも相給があるので、藩の管轄だった可能性もある。男衾郡野原村の文殊寺と幡羅郡中奈良村の真言宗長慶寺については、両村ともに岩鼻陣屋と連携する羽生陣屋の木村飛驒守の支配地を含むので、岩鼻県の管轄となっていた可能性もある。最後のひとつは、足立郡高鼻村の武藏国一宮氷川神社であり、直達の神社として提出している。こうみると、さきの藩県の対応は、西角井家朱印状の現存状況ともほぼ矛盾しないことがわかる。

六 全国的にみた朱印状の伝存状況と西角井家朱印状

（二）国や県に伝来した朱印状

維新政府に提出された朱印状は、基本的には政府の担当部署で管理されたはずであるが、宮・堂上以下が提出した判物は「悉々太政官ニ藏セシカ、癸酉ノ災ニ罹リテ完備セズ」⁽⁷⁶⁾と、すでに明治六年の皇居火災でその一部が焼失していた。また相田二郎氏は、当時引上げた社寺の所蔵に帰したもののが二七〇〇通あつたが、大正十二年の震災の折鳥有に帰した、と述べている。⁽⁷⁷⁾

一方、政府に現存しているものとしては、国立公文書館内閣文庫所蔵の「徳川家判物并朱黒印」がある。これは、明治政府の太政官正院の歴史課から修史局、修史館などを経て内閣文庫に保存されてきたと考へられている。内容は、江戸幕府の歴代將軍が発給した御朱印類二六八〇通（うち織豊時代のもの一一通が混入）の原本文書で、宮方、諸家、神社、寺院、楽人・大夫の五部四五冊に編綴されている。これを宛先の数で示すと、宮家三、公家七八、神社五四、寺院一四八、楽人・大夫二の合計二八五で、寺社が七〇%を占め、武家は全く含まれていない。⁽⁷⁸⁾ この文書群は、点数と伝來からして、相田氏が大正大震災で焼失したとするものと同一の可能性もある。

一方、当時の県に伝来されたものもある。現在の静岡県域にあたる駿河・遠江・伊豆三か国の寺社朱印状は、明治初期に閔口県令が譲り受け、明治二十年六月に久能山東照宮へ五七三通、静岡浅間社へ七三

通、合せて六四六通を奉納したものといわれる。⁽⁷⁹⁾ また栃木県立文書館にも、下野国八郡九七寺社分、八五三通が現存する。郡ごとの寺社数の内訳は、河内郡四、都賀郡二三、結城郡五、芳賀郡二三、真壁郡一、塙屋郡二、那須郡一、安蘇郡四、足利郡六、梁田郡三、郡未詳四である。本朱印状群は、一寺社あたり八・八通で、各寺社に発給された朱印状のほぼすべてを保存しているといえる。⁽⁸⁰⁾ また千葉県文書館にも、上総国二郡三寺社、下総国二郡三寺社で、二か国四郡六寺社の三四通がある。栃木県立文書館に比べて、一寺社当たりの点数も少なくまとまりもない。これらは、昭和三十六年に『千葉県史料』の調査の際に総務課文庫で確認され、ほとんど封紙があり保存状態はよいが、一部に破損文書もある。⁽⁸¹⁾ この朱印状については、提出の途中で県庁止まりになつたものと推測されている。⁽⁸²⁾ 本稿で縷々述べてきた朱印状の提出過程の分析からも、この推測は首肯されるところである。

こうしたなかで、本館収蔵の西角井家諸国寺社朱印状は、その範囲が全国にわたることから特筆されるものである。項を改めてその全容を紹介し、内閣文庫の「徳川家判物并朱黒印」などと照合しながら特色を検出していきたい。

(二) 西角井家の諸国寺社朱印状の伝来と形状

西角井家諸国寺社朱印状を最初に広く学会に紹介したのは、相田二郎氏である。昭和十二年二月に『埼玉県史』編纂係の柴田常恵・稻村坦元両氏の紹介で現地調査を行い、昭和十四年に雑誌『歴史地理』誌上に、明治維新の朱印状回収の概略と二〇か国・六一寺社分一〇〇余

通の朱印状本文を紹介した。⁽⁸³⁾ そのなかで朱印状の伝来について「当主正慶氏の曾祖父忠正氏が、ある道具店に、多数の朱印状のあることを知り、かつその中に、國らずも大宮領朱印状のあることを発見し、大いに驚喜し、それと共に他の朱印状をもことごとく購求したものである」という。誠に奇しき因縁と申すべきである」と、記録している。以後の研究においてもこの記述が踏襲されているが、忠正氏は明治維新的朱印状提出のときの出雲で、明治十年六月に亡くなっているので、明治初年の比較的早い時期に西角井家にもたらされたものと推測される。さらに相田氏は朱印状の保存状況について「購入した原本の中、(水川神社宛の)二代秀忠の元和三年の継目安堵朱印状は、料紙が例のごとく大高檀紙で立派なものであるが、中央を横に二に断ち切り、朱印の上は墨をもって塗りつぶしてある。(中略)これによつて、文書の効力を否定した意味を現わす考え方であつたものであろうが、おそらく払下げの時に、払下げ品という印をこれによつて付けたものであろう。(中略)ちなみに久能山東照宮に伝わつてゐる朱印状には、かかる荒々しい取扱いを受けたものは「通もない」と述べている。⁽⁸⁴⁾

戦後になると、大宮市史の編纂などで水川神社の文書調査が行われるが、朱印状については、県立文書館に西角井家文書が一括寄託されるとともに本格的な調査が行われ、昭和四十八年二月に二五〇寺社分、四二〇通を収録した史料集が刊行された。⁽⁸⁵⁾ さらに昭和六十年三月には、諸国寺社朱印状を含む西角井家文書一万一一八一点の総目録が刊行された。⁽⁸⁶⁾ この目録に収録された朱印状は、内容識別の手掛りが比較的あ

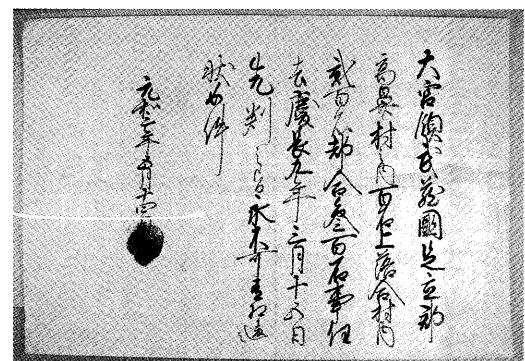
るつぎの四つの形状のもの合せて

一〇三〇通である。全く傷のない

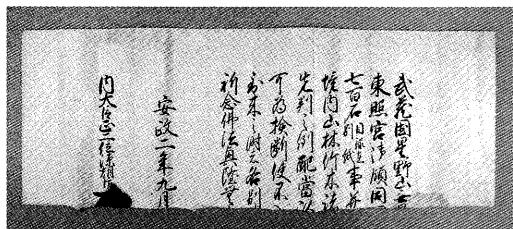
「完形」が六一通で、このなかに
は朱印部分だけ墨で塗り潰された
ものが数通含まれる。朱印状を折
りたたんだ状態のまま鋭利な刀物
で天地に「切斷」したもののが二七
六通で、なかには左右にひきちぎ
られたようなものも若干含まれて
いる。残りは、切斷された片方し
か残らない「上半欠」または「下
半欠」である（写真参照）。現在

の形状を一寺社ごとにみていくと、武藏国多摩郡貞取村大福寺地蔵堂
の朱印状のように、完形のものと切斷されたものが混在している例も
みられるので、切斷した時には提出時の寺社ごとのまとまりがすでに
崩されていたのであろう。以上の外に、四分一あるいはそれ以下のもの
のでほとんど朱印、花押の部分のみとなつた「断簡」とよぶべきもの
が六四二点ある。これらの中には「上半欠」「下半欠」と一体となる
ものもある筈だが、現状ではその確認ができず目録からも除外されて
いる。

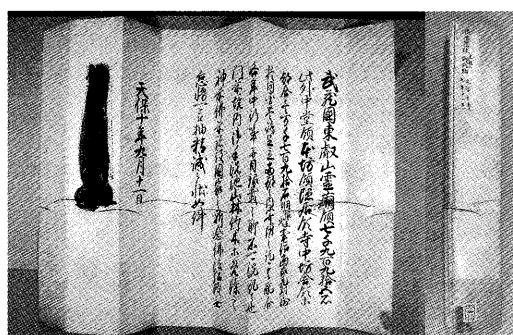
これら一〇三〇通の朱印状は、現在確認できたところでは一八か国
の四五八寺社にわたっている。⁽⁸⁷⁾ 寺社の区別ができるものが九九通あ



朱印を塗抹のうえ上下に切断された朱印状、切断部分は修復済（氷川神社宛 徳川秀忠朱印状）西角井家文書6001



上半分だけ残る判物（喜多院宛 徳川家定判物）西角井家文書6041



鋭利な刃物の切口を示す判物（寛永寺宛 徳川家慶判物）西角井家文書6180

るので、一寺社あたりの平均は約二通となる。これは、寺社ごとにほぼすべてが伝えられている内閣文庫や栃木県立文書館の朱印状と大きく異なる点である。西角井家諸国寺社朱印状は、差出時点での原形を留めないほど分散されているのである。

（三）西角井家諸国寺社朱印状の特質

武藏国における朱印状差出の実態と各地に残る提出朱印状のあり方などをもとに、西角井家朱印状の特質を探ってみよう。そのためにな成したのが後掲の表2である。左側の「朱印寺社数」は、天保の継目朱印のときの控と推測される史料などをもとに安藤宣保氏がまとめられた「御朱印寺社領付」から集計したものである。⁽⁸⁸⁾ これによると、全

国の朱印寺社数は、四二か国、四五五六寺社となり、寺院が三八二〇、神社が七二六と全体の八四%を寺院が占めている。「御朱印寺社領付」は、国別、宗派別、朱印高順に所在の郡村名なども記載しているが、修驗などが別当として管理する神仏習合的な神社が寺院に分類されている例も散見されるので、その分神社数が少なくなっているようである。因みに『復古記』で提出寺社を書き上げた末尾には「旧幕府寺社領高付目録帳」によるとして、社数九八五、その祿額一五万一九二〇石余、寺数三六七八、その祿額一八万一七三〇石余としている。⁽⁸⁸⁾ 寺社総数で一一七の相違はあるが、修驗などの扱いの違いを考慮すれば、ほぼ妥当な数字であろう。

まず表2により朱印寺社の地域的な特色をみると、武藏の八七八を筆頭に遠江、常陸、相模など、関東・東海地方に集中的に分布していることがわかる。それに対し、古代・中世以来の大寺社の存在する畿内や、有力な外様大名領がある西国や北陸などの諸国には、朱印寺社はきわめて少ない。これは、徳川幕府成立期における朱印寺社の設定と深く関わっているのであろう。

つぎに維新政府が朱印状を提出させた結果を示すまとまつた史料としては、『復古記』卷七五の明治元（慶應四）年閏四月十九日条が知られている。⁽⁸⁹⁾ 寺社の配列は、全体を神社と寺院に分け、それぞれを国別、ほぼ朱印高順にしている。記載内容は、寺社領石高、判物・朱印・黒印の区別、通数、発給將軍名、寺社所在地国郡村名、寺社名（神社については神主名も記載）などである。これによる国別の寺社数を、

表2の右側の欄に集計した。括弧内は將軍名が記載された寺社数である（詳細後述）。国名未詳とした五〇寺社はこの一覧の末尾に記載されたもので、京都知恩院末寺一八か寺や忍藩以下七藩の管下の寺社である。所在地は全く記されていないが、忍藩では伊勢、播磨両国に飛地をもっていたのでその分であろう。⁽⁹¹⁾

京都の行政官への判物・朱印状提出状況は、「朱印返上控」という記録に詳しい。⁽⁹²⁾ この史料は『復古記』記載の典拠のひとつとみられ、寺社だけでなく、公家、大名なども含め、慶應四年五月二十七日から翌明治二年三月十二日まで日付を追って記入されている。記載事項は、差出者と判物・朱印の区別と員数が基本で、本寺や藩県を経由して提出された旨の注記も頻繁にみられる。時期的な特色をみると、五月末から六月は、山城、大和など畿内近国の寺社が直接提出するものが多く、七、八月になると、三河、遠江、信濃、播磨と周辺部分に広がり、本寺がまとめて提出する事例も散見される。九月にはいると寺社が個別に持参するよりは、藩や県が管轄分をまとめて差し出す記載が多くなる。武藏国の藩県でみたように、六月二十八日の太政官達を受け、差出の体制が整ってきたことを反映しているのであろう。

さて『復古記』の記載に戻ると、これらのうち注意すべきは発給將軍名である。徳川歴代將軍のうち六代家宣、七代家継、一五代慶喜の三人は寺社領朱印状を発給していないので、一寺社での保存通数は、家康初出の場合が一〇~一二通、家光初出の場合が九通であるのが普通である。⁽⁹³⁾ 『復古記』では、この將軍名を記載している寺社と「不詳」

表2 全国の朱印寺社と明治維新の朱印状差出状況（典拠は本文参照）

	朱印寺社数			西角井家			内閣文庫			復古記		
	寺院	神社	合計	寺院	神社	合計	寺院	神社	合計	寺院	神社	合計
山城	159	55	214	10		10	16	3	19	24(16)	2(2)	26(18)
大和	58	1	59	3	1	4	31	4	35	40(31)	4(3)	44(34)
河内	8	4	12				4	1	5	6(4)	4(3)	10(7)
和泉	21		21				12	1	13	10(9)	3(3)	13(12)
摂津	12	2	14		1	1	3	1	4	4(2)	3(2)	7(4)
伊勢	9	9	18	1	3	4				2(2)	5(5)	7(7)
尾張	3	4	7									
三河	193	58	251	13	4	17	61	26	87	145(62)	57(52)	202(114)
遠江	396	196	592	11	24	35	11	8	19	28(12)	113(102)	141(114)
駿河	130	27	157	3	3	6		3	3	3(0)	14(14)	17(14)
甲斐	119	119	238	18	16	34						
伊豆	18	2	20		1	1						
相模	283	27	310	39	18	57						
武藏	827	51	878	118	32	150						
安房	73	9	82	5	3	8						
上総	95	6	101	9	3	12						
下総	234	27	261	8	7	15				2(1)		2(1)
常陸	326	35	361	15	5	20				30(4)		30(4)
近江	47	5	52	3	2	5	6	2	8	21(6)	10(7)	31(13)
美濃	19	2	21	1	3	4	1		1	8(1)	2(1)	10(2)
信濃	88	12	100	5	2	7				44(1)	4(2)	48(3)
上野	218	9	227	20	6	26				2(2)		2(2)
下野	194	14	208	7	2	9				1(1)		1(1)
陸奥	61	2	63	2	1	3						
出羽	99	22	121		4	4						
若狭	1		1							1(0)		1(0)
越前	3		3		1	1				1(0)		1(0)
越後	21	8	29	2	2	4				4(0)		4(0)
佐渡	1		1									
播磨	80	13	93	6		6	3	5	8	47(3)	12(10)	59(13)
美作	1		1									
備前	1		1									
備中		1	1									
丹波	5		5							3(0)		3(0)
但馬	2	1	3		1	1						
伯耆	1		1									
石見	1	1	2									
紀伊	3		3	2		2				1(0)	1(0)	2(0)
讃岐	2	1	3							1(1)	1(1)	
豊前		1	1									
豊後	1		1									
肥前	7	2	9		1	1				3(0)	1(1)	4(1)
未詳				4	10	14				50(0)		50(0)
合計	3820	726	4546	305	156	461	148	54	202	480(157)	236(208)	716(365)

とされているものに分かれる。表2では両者の合計を集計し、括弧内に将軍名記載の寺社数を補記した。総寺社数は七一六であるが、将軍名記載はその半分の三六五寺社に過ぎない。さらに、寺院の将軍名記載率が三三・七%などに対し、神社は八八・一%という高率を示す。また地域的には、畿内から東海にかけては五〇%を超す記載率であるが、京都からみて東西の遠隔地はきわめて低率となっている。さらに注目すべきことは、内閣文庫に現蔵される朱印状との比較である。表2のように内閣文庫には二〇二寺社分の朱印状があるが、両者を照合したところ、そのうち一九二、すなわち九五%が『復古記』収録の寺社と一致する。しかも、そのすべてが将軍名記載の寺社である。それらが畿内、東海地方に集中することと合わせ、これは何を意味しているのであろうか。さきの「朱印返上控」には通数だけで将軍名は記載されていない。そのなかにも『復古記』で将軍名不詳とされる寺社も散見されるので、将軍名不詳の寺社も行政官に提出しているようである。とすると『復古記』を編纂する時点で、実物との照合ができるなかつた分が将軍名「不詳」とされたのであろうか。

つぎに一四代将軍家茂が発給した朱印状の取り扱いについて検討する。表2で内閣文庫としたのは、国立公文書館内閣文庫の「徳川家判物并朱黒印」から寺社の分だけを集計したものである。これらの朱印状の九五%は『復古記』にも記載されているが、両者の記載内容を比較すると、つぎのような違いがある。すなわち、三河・遠江・駿河以外の諸国の寺社については、『復古記』には家茂を含む歴代將軍の朱

印状の記載があるので、内閣文庫にはそれら寺社の家茂朱印状だけが現存しないのである。これは地域が限定されれば例外もないでの、意図的な操作の結果とみられる。この点について『復古記』では「諸家上申ノ判物、家茂ニ係ルモノ、癸酉ノ災、多クハ之ヲ亡ス」と、明治六年の皇居火災で焼失したとしている。⁹⁴⁾ 家茂朱印状は、最新の証文として実務的には重視されたはずなので、何らかの作業のために引き抜き別置されていたことは考えられる。西角井家朱印状でも家茂朱印状は極端に少なく、一〇三〇通のうち一四通に過ぎない。また、内閣文庫の東海地方の寺社分だけは、きちんと家茂朱印状が残っているのも、なんらかの必然性があるのであろう。

さらに表2から地域的な問題として注目されるのは、『復古記』には甲斐から常陸、上野から出羽まで、関東・東北に所在する寺社の差出記録がほとんど無いことである。そして、その地域が西角井家朱印状の中心をなしているのである。西角井家の四六一寺社のうち三四八、実に七五・四%がこの一三か国の寺社なのである。これは、慶応四年七月十七日に鎮将府が設置され、駿河以東の一三か国の寺社を管轄したことと関連があると思われる。それにより社寺裁判所は廃止され、鎮将府に機能が引き継がれたのである。⁹⁵⁾ 実際には、岡部藩のところでみたように、事務の移行は一月遅れの八月十三日であった。武藏国での朱印状の提出は、一部の直達寺社を除くと八月末以降で、鎮将府伝達所が中心となっていたものとみられる。西角井家朱印状は、この鎮将府伝達所に集められたものが中心となっているといえる。

最後に、西角井家朱印状の特色を、内閣文庫朱印状などと比較しながら、国ごとに検討してみよう。表2の西角井家の欄は、「西角井家文書目録」の諸国朱印状の部から作成したものである。近畿の山城では、西角井家朱印状に一〇か寺あるが、妙法院、聖護院、青蓮院、曼殊院と門跡寺院が四、残りも浄土宗の本山知恩院、浄土真宗の西本願寺と飛び抜けた大寺院が多い。大和も同様で、四寺社しかないが、東大寺、法隆寺、興福寺の門跡大乘院および春日大社である。春日大社の場合には、万延元年の社領交付に伴う江戸幕府老中連署状があるが、元和から安政まではすべて内閣文庫に所蔵され、家茂時代のものだけが西角井家に伝わっている。伊勢は、すべて伊勢神宮外宮の神職である。

東海地方は内閣文庫朱印状の中心をなすが、三河の場合、西角井家の一七寺社のうち五寺社が一五〇石以上、残り一二寺社は一〇石未満が多く、上下に二分される。駿河、遠江、伊豆の諸国は、前述したように関口県令に譲り渡され久能山東照宮などに保存されるが、それ以前に分割されたものか、西角井家や内閣文庫にも含まれる。西角井家には、伊豆の三嶋大明神、駿河浅間社などの大社も多い。⁽⁹⁶⁾

甲斐、相模、武藏、安房、上総、下総、常陸、上野など、下野を除く関東諸国は内閣文庫には現存しない。しかも、西角井家の現存率は、表2から算出すると、相模の一八・三%、武藏の一七%、甲斐一四・二%、上総、上野、安房でも一〇%前後、下総、常陸、下野が五%前後であり、八か国平均で一二・四%と、かなりの確率で西角井家に現

存していることがわかる。武藏国の場合、さらに埼玉原域とそれ以外（東京都と神奈川県の一部）とで比較すると大きな違いがある。西角井家に含まれる埼玉原域寺社は、表1の三六に村名未詳を含めると四六か寺になる。ラフな計算ではあるが、朱印寺社四四八に対し四六、すなわち一〇・二%の残存率になる。この中には、氷川神社や喜多院など、本稿でこれまで言及してきた寺社のものも含まれている。それに対し、東京都・神奈川県の一部は、朱印寺社四三〇に対し一〇四で、実に二四・一%の高率になる。東京府が管轄した旧御府内は維新政府のお膝元であり、西角井家朱印状には、寛永寺、増上寺、護国寺、紅葉山別当など旧幕府がらみの寺社や円福寺、根生院など有力寺社が含まれている。⁽⁹⁷⁾ さらに多摩地域を管轄した韋山県が積極的に提出させ、武藏知県事の古賀一平管轄地域のものも西角井家朱印状にかなりみられ、同一知県事の管轄地域でも埼玉原域とは異なつていてようである。このほか、相模や甲斐など非常に良く西角井朱印状に保存されている。上野が比較的多いのも、岩鼻県との関係であろう。下野については、西角井家には少ないが、栃木県立文書館に九七寺社分ある。

そのほかの諸国についても、信濃の善光寺と戸隠神社、出羽の鳥海月山両所神社、近江の比叡山、竹生島、紀伊の高野山金剛峯寺など、著名な大寺社のものが多数ある。これらは直達の寺社として社寺裁判所、鎮将府伝達所へ差し出されたものであろう。⁽⁹⁸⁾ とにかく西角井家諸寺社朱印状には、全国の著名寺社の朱印状、判物文書が膨大に含まれるが、詳細は目録および史料集を参照していただきたい。

まとめにかえて

武藏一宮氷川神社に朱印状取り上げの風聞が伝わってきたことからからはじまり、維新政府の判物差出令、現埼玉県域での差出の実態などを検討し、全国にわたる西角井諸国寺社朱印状の形成過程を追求してきた。その結果は、つぎのようにまとめることができるであろう。

維新政府は慶應四（明治元）年閏四月十九日に太政官達を出して旧幕府が発給した判物（朱印状）の差出を命じた。県域の史料でみると、その段階で対応したのは曹洞宗など宗門関係であつたが、六月二十八日の太政官達で、差出先を旧寺社奉行所直達寺社は社寺裁判所、それ以外は管轄の府藩県と定めることにより、差出は急速に進展した。

県域に居城をもつ忍、川越、岩槻の諸藩はもちろん、陣屋あるいは飛地を有する岡部、前橋、久留里などの諸藩や一橋家でも差出の指示をしたことが確認される。県では、岩鼻県と武藏知県事桑山圭助の管轄地では厳格に執行されたようである。しかし、同じ武藏知県事でも山田一太夫と古賀一平の管轄地では、朱印状の改めを行うだけで本紙はその場で寺社に返却していた例が確認できる。また前橋藩や一橋家領などでも、いつたん提出された朱印状を後日返却している。こうして

た藩県による対応の相違は、寺社領朱印状の現存状況や西角井家諸国寺社朱印状の内容とも一致する。こうした柔軟な対応をとったこともあり、朱印状の差出にともなう大きな混乱はみられなかつた。

つぎに全国的な視点からみると、幕府の朱印寺社自体が、東海から関東地方に集中している。そうした中で、西角井家諸国寺朱印状の特

色は、①全国一八か国、四五八寺社にわたりきわめて広範囲である。

②しかもそれは、全国的にみても著名な大寺社が多い。③地域的にみると、とりわけ関東に集中している。しかも、関東地方の朱印状は、京都の行政官の史料と考えられる国立公文書館に伝来する「朱印返上控」などの記録や「徳川家判物并朱墨印」にはほとんどみられない。これらの特色は、寺社領朱印状の差出過程の分析からみると、慶應四年七月十七日に設置され、駿河以北一二三か国の藩県を指揮して寺社の管轄をした鎮将府伝達所との密接な関連が想定されるのである。結論的にいえば、直達分と厳格な府藩県から寺社裁判所・鎮将府伝達所へ提出された朱印状が、何らかの事情で処分され西角井家に伝えられたものと考えられる。その「何らかの事情」とは、多くの公文書が散逸したと伝えられる明治六年の皇城火災の後、あるいは公家や大名などの判物が混在していないことからすれば、明治七年の社寺通減禄制が実施され上地処分の一段落した時点などが考えられるが、あくまでも推測の域をでない。⁽⁹⁹⁾今後は、朱印状がまとめて伝在している三河、駿河や下野国などを、武藏国と同様な手法で比較検討することが必要であろう。

末筆となりましたが、本稿を執筆するにあたり御所蔵文書の写真版の閲覧利用を御承諾くださいました関係寺社ならびに本館の文書寄託者の皆様に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第20集『西角井家文書目録』三諸国朱印状の部。なお、埼玉県立文書館収蔵文書目録に掲載された目録は、すべて本館ホームページから検索できる。
- (2) 慶応四年の「冰川神主日記」は『大宮市史』資料編二所収。以下「御朱印」取上げの風聞の記述は、特記の無いものはすべてこれに拠る。この日記は神主東角井家に伝えられたもので、慶応四年は三神主のうち駿河守（東角井家）が年番であったが、当主が一六歳だったので隠居の祖母秀が後見役となり日記も書いていたという（前掲書「資料解説」四五頁）。
- (3) 高木俊輔氏『明治維新草莽運動史』巻末の諸隊名簿による。碓氷峠の戦争は中島明氏『幕藩制解体期の民衆運動』三三三六～三四四頁。
- (4) 以下、太政官達はすべて『法令全書』所収なので注記を省略する。また国の動向と関連史料については、福井保氏『内閣文庫所蔵の「徳川家判物並朱印』について』「北の丸」創刊号（同氏著『内閣文庫書誌の研究』再録）を参照のこと。
- (5) 国立公文書館所蔵「行政官記」二七「諸侯大夫士朱印一件」
- (6) 同前「行政官記」三三「朱印返上控」
- (7) 同前「行政官記」二七「諸侯大夫士朱印一件」
- (8) 次項で詳述するように、武藏國では写の提出を命じており、方針が変更されたのであるう。
- (9) 国立公文書館所蔵「行政官記」二七「諸侯大夫士朱印一件」
- (10) 同前「行政官記」二七「諸侯大夫士朱印一件」
- (11) 福井保氏前掲論文、一〇頁
- (12) 東京大学史料編纂所編『復古記』第四冊、六〇四頁
- (13) 国立公文書館所蔵「太政類典」第一編、第一六二卷
- (14) 同前、「行政官記」三三三「朱印返上控」
- (15) 同前、「行政官記」一八「諸侯大夫士朱印一件」
- (16) 小鹿野町下小鹿野鳳林寺文書『寺院文書報告書』番号一〇七、一〇八、一一〇。以下、本稿で使用する寺社文書の多くは『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』（以下『寺院文書報告書』と略す）及び『埼玉県神社関係古文書調査報告書』（以下『神社文書報告書』と略す）の収録文書である。典拠は、この報告書掲載の各寺社文書目録の史料番号で表示した。埼玉県立文書館に所蔵される調査時の複写本を使用するに当たっては、各寺社の許可をいただいた。
- (17) 禅学大辞典編纂所『禅学大辞典』
- (18) 『騎西町史』近現代資料編一、一五頁
- (19) いすれも『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』目録編
- (20) 『多摩市史』資料編一、四七三～四七四頁
- (21) 武藏村山市教育委員会『指田日記』同日条
- (22) 『鎌倉市史』近代史料編第一、一八一～二一頁
- (23) 埼玉県立文書館収蔵土屋家（旧正覚院）文書五〇六「天朝より達書并森御殿より添達書」に収録
- (24) 『新編埼玉県史』資料編18、中世・近世宗教、六〇九頁。このほか、宗門ではないが註96で述べるように、三河県では閏四月末～五月初旬に朱印状差出の太政官達が廻状されている。
- (25) 『騎西町史』近現代資料編一、一七頁
- (26) 以上、「冰川神主日記」「大宮市史」資料編二、各日条

文書館紀要第二十一号（二〇〇八・三）

- (27) 東角井家文書一三三「御献上覚・御朱印御改」（埼玉県立文書館複写本
C一〇一八・三）
- (28) 埼玉県立文書館収蔵西角井家文書一四二二「社領相続方ニ付願書」
- (29) 以上、「氷川神主日記」「大宮市史」資料編二、各月日条
- (30) 「大田区史」（資料編）東海寺文書、四五六〇～四五六八頁
- (31) 秩父市中町今宮坊塙谷家文書『寺院文書報告書』番号六、九
- (32) 国立公文書館所蔵「太政典類」第一編、第一六二
- (33) 「川越市史」史料編近世I「康英公御代御家譜下書」、七五〇頁
- (34) 以下、塙人亮善・宇高良哲氏編「喜多院日鑑」第十六卷、各月日条
- (35) 坂戸市塙越大宮住吉神社文書『神社文書報告書』番号六二
- (36) 蓮馨寺は『埼玉原寺院聖教文書遺品調査報告書』目録編、一八二二頁。
- (37) さいたま市岩槻区尾ヶ崎勝軍寺文書『寺院文書報告書』番号三五
- (38) 国立公文書館所蔵「太政典類」第一編、第一六二一卷
- (39) 『笠懸村誌』上巻、五八三頁
- (40) 『騎西町史』近現代資料編二、一六頁
- (41) 長島喜平氏編『鎌形八幡宮并本山修驗大行院文書集』八頁
- (42) 埼玉県立文書館収蔵池田氏収集岡部藩主安部家文書四五「御布告并御達御書付其外諸御届同書」と同五八「御一新以来諸御達願窺等取調書」
で、前者が担当役人の記録、後者は藩の公記録である。
- (43) 中藤榮祥氏編『常寂山智觀寺誌』九四～九五頁
- (44) 高麗神社刊『桜蔭筆記』第一卷、各月日条。なお「高麗神社・高麗家
文書目録」に関連文書もみられる。
- (45) 加須市大門町龍藏寺文書『加須市史諸家文書目録』I、整理番号一三
- (46) 武藏知県事と東京府については『東京百年史』第一卷、四九～六〇頁
- (47) 所沢市小手指元町北野天神社文書『神社文書報告書』番号九九二一、一〇〇三。なお、当時の神主栗原茂景は、大宮氷川神社角井茂臣の次男である（渡辺万水「大宮司栗原茂景」（戦前版『埼玉史談』九卷第五号）。
- (48) 「物部天神社他書上帳」『所沢市史』社寺、一九一頁
- (49) 府中市郷土資料集13『大国魂神社文書』IV、四〇〇頁。なお、当社の神主猿渡容盛は官軍先鋒の受入に積極的で、その経緯については『府中市史』中巻、二九二〇頁参照。
- (50) 所沢市山口勝光寺文書『寺院文書報告書』番号三二
- (51) 『埼玉原神社関係古文書調査報告書』三二頁
- (52) 岩鼻県と大音龍太郎については『群馬県史』通史編4・近世I・七七七～七八六頁参照。
- (53) 群馬県立文書館友の会編『鮎魚の会二十年の歩み』収録、九〇〇頁
- (54) 埼玉県立文書館収蔵森田家文書六八三「慶応四年〔御用留〕」
- (55) 秩父市田村円福寺文書『寺院文書報告書』番号八一
- (56) 小鹿野町下小鹿野鳳林寺文書『寺院文書報告書』番号一一九
- (57) 児玉郡美里町広木常福寺文書『寺院文書報告書』番号一二、一二二、一四
- (58) そうした事例については、拙稿「御朱印寺社領の成立過程」（埼玉県立文書館紀要）創刊号、一一・三九頁
- (59) 『埼玉原寺院聖教文書遺品調査報告書』目録編、九三二頁
- (60) 『春日部市史』近世資料編V、一〇二頁

- (61) 法政大学・青梅市教育委員会編『武州御嶽山文書—金井家文書（一）』第一巻、一二二～一三三頁
- (62) 『多摩市史』資料編二、四七三～四七七頁
- (63) 『厚木市史』近世資料編（1）社寺、三五九～三六一頁
- (64) 相田二郎氏「江戸幕府寺社朱印状の伝存について」相田二郎著作集三『古文書と郷土史研究』一四一～一四二頁
- (65) 東松山市柏崎万松寺文書『寺院文書報告書』番号六
- (66) 長島喜平氏編『鎌形八幡宮并本山修験大行院文書集』二三二頁
- (67) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第8集『諸家文書目録』I、五五頁
- (68) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第45集『岸田氏収集文書』一五頁
- (69) 『笠懸村誌』上巻、五八四頁
- (70) 高麗神社刊『桜陰筆記』第一巻、各日各
- (71) 中藤築祥氏編『常寂山智観寺誌』、八八一～九一頁
- (72) 府中市郷土資料集13『大国魂神社文書』IV、三九九～四〇〇頁
- (73) 埼玉県教育委員会編『埼玉県市町村誌』所載の各市町村「行政区画の沿革」を基本とし、適宜『武藏国郡村誌』『旧高旧領取調帳 関東編』、埼玉県成立期に同県管轄の村については「管轄沿革考」（『埼玉県史料叢書5』所収）などを参照した。
- (74) 藩との相給については、川越藩の慶応四年閏四月「御朱印并村高帳控」（『川越市史』史料編近世I所収）では、相給地の朱印寺社を川越藩が管轄している例もあるが、同年五月二十四日の太政官達第四一八号では、一万石以下の領地と寺社領は府県の支配としている。
- (75) 拙稿「御朱印寺社領の成立過程」（『埼玉県立文書館紀要』創刊号の卷末付編として掲載、その後の調査結果をふまえ一部修正した。）
- (76) 東京大学史料編纂所編『復古記』第四冊、三八三頁
- (77) 相田二郎氏『日本の古文書』上巻、一二二～一三三頁
- (78) 『内閣文庫未刊史料細目』上巻に詳しい目録と解題があり、『内閣文庫影印叢書』第八二～八四巻で影印版が刊行されている。
- (79) 埼玉県史料集第六集『諸国寺社朱印状集成』解説。因みに、関口は明治十七年九月二十七日に静岡県令に就任、十九年七月に県知事に改称され、二十二年五月十七日まで在任した（歴代知事編纂会編『新編日本の歴代知事』）。
- (80) 栃木県立文書館の平成三年十月収蔵文書展「徳川將軍家朱印状」展のパンフレットによる。
- (81) 千葉県文書館『収蔵文書目録第四集諸家文書目録I』「千葉県府文書」、一部は『千葉県史料 中世編 諸家文書』に収録
- (82) 小幡重康「房総の寺社領朱印状とその行方」『房総の郷土史』第16号、一四四～一四五頁
- (83) 相田二郎氏「江戸幕府寺社朱印状の伝存について」（のち相田二郎著作集三『古文書と郷土史研究』に再録）
- (84) 前掲、相田二郎氏論文、一四四～一四五頁
- (85) 埼玉県史料集第六集『諸国寺社朱印状集成』
- (86) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第20集『西角井家文書目録』
- (87) 寺社名の特定作業の内容については、前掲『西角井家文書目録』「かいせつ」二六頁参照。平凡社『日本歴史地名大系』の刊行や各地の自治体の成果をふまえ再検討が必要であろう。
- (88) 安藤宣保氏『寺社領私考—明治維新を中心に—』三五三～四七九頁
- (89) 東京大学史料編纂所編『復古記』第四冊、六〇二頁

(90) 前掲『復古記』第四冊、三八二～六〇五頁

(91) 明治四年「忍県管轄国郡村高」『埼玉県史料叢書』5、所収

(92) 国立公文書館所蔵「行政官記」三三、「朱印返上控」

(93) 歴代将軍の継目安堵については、前掲『西角井家文書目録』「かいせつ」

二八頁参照

(94) 東京大学史料編纂所編『復古記』第四編、三八六頁

(95) 東京大学史料編纂所編『復古記』第六編、七五九～七六七頁、また『喜

多院日鑑』第一六卷四二二頁に社寺裁判所の触書がある。

(96) 三河国では、判物の差出を命じる慶應四年閏四月十九日付の太政官達

が、ほとなく三河裁判所の社寺役所から該当寺社に伝えられた。それを

うけ渥美郡吉田方村の神明宮では、五月十五日に朱印状九通と今川氏古

証文一通を差し出した。今川氏古証文は二日後に返却されたが（羽田野

敬雄研究会編『幕末三河神主記録』四二九～四三三頁）、朱印状はそのま

まで、現在は国立公文書館内閣文庫に存在する。また、碧海郡野寺村の

淨土真宗本証寺では、三河裁判所から朱印状の差出を命じられ、その可

否を五月十日に本山役所へ問い合わせている。本山からはすぐに差し出

すよう指示があつたが、病気を理由に猶予願を出し、実際に朱印状を差

し出したのは明治三年十月三日のことであつた（新編安城市史報告書3

『本証寺文書史料集『諸事記』三二四～三三六、三七四頁）。

(97) 武藏国の西角井家諸国寺社朱印状については、埼玉県立文書館「諸國

寺社朱印状展I—武藏国（埼玉県域）—」「同II—武藏国（御府内）—」

（昭和六十二、六十三年）に写真版を収録している。

(98) 直達でない寺社が京都の行政官へ直接へ差し出した事例としては、信

濃国伊那郡西浅野村の八幡宮がある。八幡宮では、すでに二月二十七日

に東山道總督府の岩倉前中將宛に社領の「御改、御寄付」を出願してい
た。朱印状の差出は、明治元年十月下旬に管轄の高須藩から上京して御
朱印を提出するよう触があり、藩留守居役宛の添状をもらい、十一月六
日に出立した。京都では、神主継ぎ目の手続きも行い、十二月七日に神
祇官へ朱印状を提出するとともに、書き替え証文の願書を提出して帰国
している（飯田刊行協会編『御朱印改道中記』一三五～一四八頁）。

(99) 西角井家朱印状には、東國の鎮將府伝達所に差し出されたものだけで
なく、京都の太政官役所が扱つたとみられる西国のものも含まれている。

どの時点で両者が合体されたのかも未詳である。なお、明治八年八月に、
『復古記』に使用するため京都御所の太政官史料の一部を東京に運んで
いる（宮地正人氏『復古記』原史料の基礎的研究』『東京大学史料編纂所
研究紀要』第1号六九～七〇頁）。